



2024年6月11日

神奈川県内各教育委員会 御中

神奈川労働弁護団

社会文化法律センター神奈川支部

青年法律家協会弁護士学者合同部会神奈川支部

自由法曹団神奈川支部

川崎北合同法律事務所

弁護士 林 裕 介

育鵬社教科書に関する法律家4団体意見書 ご送付について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、私共は、神奈川県内にて法律事務所を構える弁護士により構成される法律家4団体です。この度、同4団体共同にて作成した、教科書採択に関する意見書（6部）をお送りいたします。

意見書の趣旨は、育鵬社の中学校公民教科書につき、日本国憲法に関する記述等において法律家として看過し得ない重大な問題があり、子どもの学習権保障の見地から適切と言い難いものであるため、本年の採択において同教科書を選択されることのないよう求めるものです。

貴教育委員会においては、本意見書を含め、市民の意見を十分に尊重したうえで、教科書採択をされるよう切に要望します。

以上



育鵬社の公民教科書に関する意見書

2024年6月11日

神 奈 川 労 働 弁 護 団	
社 会 文 化 法 律 セ ン タ ー	神奈川支部
自 由 法 曹 団	神奈川支部
青年法律家協会 弁護士学者合同部会	神奈川支部

【意見の趣旨】

育鵬社の公民教科書には、日本国憲法に関する記述等において、法律家として看過し得ない重大な問題があり、子どもの学習権保障の見地から適切とは言い難い。よって、教育委員会、学校長等の採択権者に対し、これを採択しないよう求める。

【意見の理由】

第1 はじめに

現在、2025年度（令和7年度）以降に使用されることになる中学校教科書の採択が、各地の教育委員会等において行われている。

その対象となる教科書のうち、育鵬社の公民教科書（以下、「育鵬社教科書」という。）は、憲法に関する記述等において、法律家として到底看過することのできない多くの重大な誤りを含んでいる。このような教科書が採択され、中学校で使用された場合、子どもの学習権の保障の見地から、極めて深刻な問題が生ずると言わざるをえない。

わたしたち神奈川県内に法律事務所を置く弁護士によって構成する法律家4団体は、その連名により、2011（平成23）年採択において育鵬社教科書を採択（2020年採択では育鵬社以外の他社に採択替え）した横浜市及び藤沢市については再度採択をすることのないよう、また、従前育鵬社教科書を採択したことのない自治体についても引き続き採択することのないよう強く求め、ここに意見を表明する。

第2 国民主権に関する理解の誤り

1 国民主権に関する憲法上の標準的な理解

日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の3つを基本原理とする。

このうち、国民主権とは、国の政治のあり方を最終的に決める力（主権）が国民にあるという意味であり、君主主権と対抗関係にある概念である。この主権について、大日本帝国憲法は、天皇が統治権の総攬者であって、国家の全ての作用を統括する権限を有する者とし、すなわち天皇に主権が存するものとされていた（天皇主権）。

これに対し、日本国憲法は、上記のような天皇主権を否定し、主権が国民に存するものとした（国民主権）。これにより、国民は政治的意思決定権を持つようになった。他方で、天皇は日本国民統合の象徴とされ（日本国憲法第1条）、国政に関する権能を有しないものとされ（同第4条）、憲法上の天皇の地位は大きく変わる事となった。

これが国民主権に関する憲法学の標準的な理解である。

2 他社教科書の国民主権に関する記述は、憲法学の標準的な理解に即している

他社教科書（ただし、育鵬社教科書と同様の「つくる会系教科書」である、自由社の公民教科書を除く。以下、「他社教科書」という。）も、国民主権について、この標準的な理解と同様に説明している。

すなわち、他社教科書の具体的な記述をみると、「日本国憲法は、大日本帝国憲

法での天皇主権を否定して、主権は国民が持つと決めました。」(東京書籍42頁、43頁)、「大日本帝国憲法では、主権は天皇にあるとされていました」「日本国憲法は、主権は国民にあると定めてい」る(教育出版46頁、47頁)、「日本国憲法の制定により、日本国の主権者は国民になりました。それでは、それまで主権者だった天皇の地位はどうなったのでしょうか」(帝国書院39頁)、「日本国憲法は・・・天皇主権を否定し、国民主権を基礎とする」(日文45頁)とされている。

このように、他社教科書では、日本国憲法制定によって天皇の地位が大きく変わり、天皇主権から国民主権になったことが適切に説明されている。

3 育鵬社教科書は、天皇主権から国民主権への大転換が記述されていない

これに対し、育鵬社教科書には、大日本帝国憲法下において、天皇主権がとられていたことの記述が一切ない。

そのうえで、育鵬社教科書は、「日本国憲法は天皇の位置づけを、大日本帝国憲法での統治権の総攬者から、日本国および日本国民統合の象徴へと、とらえ直しました。」(43頁)と記述し、あたかも大日本帝国憲法と日本国憲法との間で、天皇の地位が変わることなく存続しているかのように説明している。

大日本帝国憲法と日本国憲法を比較した表が設けられている(42頁)ものの、「主権」の欄では「規定なし」と記されている(たしかに大日本帝国憲法に「主権」との文言はないけれども、「国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ」(同第4条)していた天皇を主権者とするのが現代の憲法学の標準的な理解であり、他社は同様の比較表で天皇主権を明記している。)

これでは、大日本帝国憲法下での主権者が天皇であったことが全く分からないばかりか、天皇は主権者ではなかったという誤解を生みかねない。また、その後日本国憲法において、天皇主権が否定された結果として、国民主権が規定されることとなったことも、全く分からない。

したがって、育鵬社教科書では、大日本帝国憲法下では天皇が主権者であり国の統治のあり方を決めていたことの大きな問題点が全く明らかにされない。さらには、日本国憲法の制定によって国民が主権者となり、ようやく国民が国の統治のあり方を決めることができるようになったという、大日本帝国憲法と比較しての日本国憲法の長所について、全く明らかにされない。すなわち、主権者の大転換という、国民主権に関する憲法学の標準的な理解が、全く記述されていないのである。

4 以上から、育鵬社教科書の記述は、憲法学の標準的な理解から逸脱している。そして、他社教科書と比較して、育鵬社教科書は、天皇主権という主権に関する大日本帝国憲法の大きな問題点を明らかにせず、また大日本帝国憲法と比較しての日本国憲法の主権に関する長所を明らかにしない。これでは、子どもたちは、主権について、大日本帝国憲法と日本国憲法との間の違いを学ぶことができず、国民主権の尊さを学ぶことができない。

このため、育鵬社教科書は、中学校教科書として不適切と言わざるを得ない。

第3 基本的人権に関する理解の誤り

1 基本的人権に関する憲法上の標準的な理解

基本的人権とは、人間の固有の尊厳に由来する普遍的な権利であり、公権力から侵害されない権利である（日本国憲法第11条、第97条）。すなわち、人権とは、憲法や天皇から恩恵として与えられたものではなく、人間であることにより当然に有するとされる固有の権利である。歴史的に、人間の権利・自由は、公権力によって最も多く侵害されてきた。このような沿革から、人権は、原則として、公権力によって侵されないものと理解され、憲法に具体化されているのである。すなわち、侵すことのできない「人権」の方が憲法より先にあるのであり、この「人権」を保障することを国家に約束させたのが、「憲法」なのである。これは、憲法の理念である、立憲主義の考え方である。

以上が、基本的人権に関する憲法学における標準的な理解である。

2 他社教科書の基本的人権に関する記述は、憲法学の標準的な理解に即している

他社教科書は、以上のような憲法学における通常理解に即して、歴史的に、強大な権力を持つ支配者によって人々の意思を無視した政治が行われ、それにより人々が苦しめられたという歴史的沿革を取り上げている。

そして、これまで公権力によって行われた基本的人権の侵害となる例が具体的に挙げられている。すなわち、戦前における言論弾圧・検閲（東京書籍54頁、教育出版56頁、帝国書院46頁、日文51頁）、ハンセン病患者への不当な隔離政策による人権侵害（東京書籍49頁以下、教育出版55頁以下、帝国書院53頁、日文61頁）、及び、無実の罪に問われるという冤罪などである。

以上をふまえ、他社教科書には、人権が、原則として、公権力によって侵されてはならないものであるという視点が示されている。

また、こうした点を踏まえ、憲法上の権利が衝突する例外的な場合にのみ人権の制約を許容する「公共の福祉」の原理についても、他社教科書は、この原理により容易に人権が侵害されることのないよう、そうした制約にはあくまで慎重な判断が必要である旨、適切な記述がなされている（東京書籍62頁・63頁、教育出版66頁・67頁、帝国書院62頁・63頁、日文71頁）。

3 育鵬社教科書は、公権力からの人権の不可侵性という視点が示されていない

育鵬社教科書は、人権が公権力によって侵害されてきたという具体的な歴史的沿革に触れていない。また、人権が、公権力によって侵されてはならないものであるという視点をなんら明示していない。例えば、ハンセン病について言及する箇所はあるものの、国による隔離政策の誤りには一切触れず、他方で、皇室がハンセン病患者の救済に力を尽くしてきたと記述するのみで（63頁）、むしろ、人権と、「大御宝と称された民を大切にする伝統」（47頁）との区別を曖昧にしている

このように、育鵬社教科書は、公権力からの人権の不可侵性という視点が示されていないし、立憲主義からみて人権について誤ったとらえ方をしている。

また、こうした人権の不可侵性という視点が無いがために、「公共の福祉」による人権の制約について、それに名を借りて容易に人権が侵害されないようにする重要性という観点からの記述もない（49頁）。

- 4 以上のように、人間であることにより当然に有するとされる固有の権利である人権が、公権力によって最も多く侵害されてきたという沿革から、公権力から不可侵であるべきという非常に重要な原則が、育鵬社教科書では欠落している。

このため、育鵬社教科書は、中学校教科書としてやはり不適切と言わざるを得ない。

第4 具体的な諸権利について特異あるいは著しく不十分な記述

1 他社教科書の記述

具体的な諸権利について、他社教科書では以下のような記述がなされている。

- (1) 性的指向や性自認による差別の問題について、1つの単元を設けるなどして詳しく記述がなされている（東京書籍52頁・53頁・76頁、教育出版54頁、帝国書院49頁、日文54頁）。
- (2) 前述した冤罪についても、身体的自由に対する重大な侵害であるという視点から、適切に言及されている（東京書籍107頁、教育出版58頁、帝国書院96頁、日文107頁）。
- (3) 労働者の権利については、1日の労働時間は8時間以内、1週間の労働時間は40時間以内でなければならないとする労働時間規制や、1週間で最低1日は休日としなければならないという休日に関する規定など、「ワークルール」の重要部分が、分かり易く紹介されている（東京書籍149頁、教育出版144頁、帝国書院138頁、日文155頁）。

また、雇用契約書（東京書籍149頁）や求人広告（教育出版145頁、帝国書院139頁）、ありがちなトラブル（日文154頁）を示し、労働者が権利を守るには何を注意すべきかを具体的に考えることを通じて生きた知識を身に付けることを促している。

さらに付け加えると、働くという意義に関連し、労働について、自身の夢をかなえたり生きがいを求めたりし、また自分の個性や能力を生かして社会に参加するといった（東京書籍148頁、教育出版144頁、帝国書院138頁、日文154頁）、個の権利の実現を基盤に記述がなされている。

2 育鵬社教科書は他社と比較して、特異な記述がなされているか、記述が著しく不十分である

具体的な諸権利についても、育鵬社教科書には特異な記述や不十分な記述が目立つ。

- (1) たとえば、法の下での平等（日本国憲法第14条）については、「行きすぎた平等

意識は社会を混乱させ、個性を奪う結果になることもあります。」(58頁)といった、差別が許される場合をことさらに取り上げて説明し、平等権があたかも重要な権利でないかのような誤解を生じさせる記述となっている。

また、表現の自由につき、侵害例として、検閲など日本の事例は示さずに、「中国の作家の劉曉波」が一党独裁体制廃止などを呼びかけたことで懲役11年に処された事例を示している(57頁)。

- (2) 性的指向や性自認による差別についても、「性的指向や性自認に関する不当な差別」が課題であると簡単に一言触れるのみにとどまっている(61頁)。
- (3) 冤罪に言及する記述こそあるものの、足利事件で被告人に国から約8000万円が支払われたという刑事補償法に基づく刑事補償金ばかりが強調されており、身体的自由等に対する重大な侵害であることが全く記されていない(101頁)。
- (4) 労働者の権利等についてみると、法律とその抽象的内容を示すに過ぎない。とりわけ労働基準法の具体的内容は、いわゆるブラック企業のなすがままにならない上で重要であるところ、本文に説明はなく表の中にわずか「1日8時間労働制」の一言があるにとどまり(141頁)、求人広告例等を通じて具体的に考える場面もなく、情報が乏しい上に生きた知識として身に付けることを促す姿勢もない。

また、働く意義に関しても、個の権利の実現という観点が二次的である。例えば、「職業に就くことにより、働くことを通して特定の社会的役割を引き受けることとなります。時には苦労や忍耐も必要になりますが、自己の潜在能力を発揮して責任を果たし、他の人々や集団に対して貢献することができれば、自分自身にとっても大きな喜びとなり、充実感にもつながります。」といった記述がなされており、これは、働く第一の意義が、個の権利の実現というより、集団に貢献することであるかのような記述といえる(138頁)。

- 3 以上のように、具体的な諸権利についても、育鵬社教科書は、他社と比較して、特異な記述がなされているか、記述が著しく不十分である。

これでは、子どもたちに、権利の重要性や権利の内容が適切十分に伝わらず、自他の権利を十分に守れない可能性がある。

このため、育鵬社教科書は、中学校教科書としてやはり不適切と言わざるを得ない。

第5 平和主義に関する特異な見解の強調

1 平和主義に関する憲法上の標準的な理解

平和主義(日本国憲法第9条)について、憲法学の標準的な理解は、「日本国憲法は、第二次世界大戦の悲惨な体験を踏まえ、戦争についての深い反省に基づいて、平和主義を基本原理として採用し」と説明する(「憲法【第七版】」芦部信喜・54頁)。すなわち、平和主義は、先の戦争に対する反省をふまえ、日本国民の平和への希求が顕れたものであるというのが、憲法学の標準的な理解である。

2 他社教科書の平和主義に関する記述は、憲法学の標準的な理解に即している

他社教科書において、平和主義に関し、以下のような記述がなされている。

「日本は、太平洋戦争で多くの国々、なかでもアジア諸国の人々に対して多大な損害をあたえ、日本の国民も大きな被害を受けました。そこで、日本国憲法は、戦争を放棄して世界の平和のために努力するという平和主義をかかげました。」（東京書籍 46 頁）

「なぜ、このような（注：日本国憲法第 9 条）内容が憲法に示されているのでしょうか。それは、日本がかつて戦争によって、他国の人々の生命や人権を奪い、また日本国民自身も、同様に大きな被害を受けたことで、その悲惨さを痛感し、深く厳しい反省をしたからです。」（教育出版 74 頁）、「日本は、第二次世界大戦中、アジアや太平洋の国々に多大な戦禍を与えると同時に、国内においても、全国各地での空爆、沖縄での地上戦、二度の原爆投下など、大きな被害を出しました。」（帝国書院 40 頁）、「日本は、日中戦争や第二次世界大戦を通じて、アジア・太平洋地域を侵略し、ほかの国々に大きな損害をあたえました。そして、自らも、戦場や国内で多くの犠牲者を出し、世界で初めての原子爆弾による被害もこうむりました」（日文 74 頁）。

このように、他社教科書の平和主義に関する記述は、先の戦争への反省をふまえて平和主義が規定されたとされており、憲法学の標準的な理解に即した記述となっている。

3 育鵬社教科書は、平和主義が押し付けられたものにすぎないと説明している

これに対し、育鵬社教科書は、日本国憲法において平和主義が掲げられることとなった沿革をまったく説明していない。

すなわち、育鵬社は、「第二次世界大戦に敗れた日本は、連合国軍によって武装解除され、軍事占領されました。連合国軍は日本に非武装化を強く求め、その趣旨を日本国憲法にも反映させることを要求しました。」（50 頁）と説明するのみで、先の戦争の反省についてなんら言及していない。そればかりか、戦争放棄や戦力不保持が、連合国軍によって押し付けられたもののような記述がなされている。さらに育鵬社教科書は、平和主義だけでなく、日本国憲法自体が連合国に押し付けられたものであるという記述に、多くの紙幅を費やしている（43 頁）。

これでは、先の戦争の悲惨な経験から平和主義がようやく規定され、国民が戦後 70 年以上にわたり平和を享受できたということが、全く子どもに伝わらない。むしろ、平和主義が、他国から押し付けられた、国防の足かせであるかのように伝わるおそれさえある。

4 以上から、育鵬社教科書では、子どもたちに、平和主義の大切さが伝わらない。このため、育鵬社教科書は、中学校公民教科書として不適切と言わざるを得ない。

第 6 結論

教育は、子どもたち一人一人の人格の完成を目指して行われる営みであり（教育基本法の改正前後を通じ、この点は全く同様である。同法第 1 条）、個人の自己実現、個人

の尊厳（憲法第13条）の実質的保障を究極的目的とするものと考えられる。その教育が、秩序の形成、維持、強化といった、ときの政治権力の思惑に絡めて行われるとすれば、それが深刻な個人の尊厳の否定をもたらすことになることを、わたしたちは歴史から学んでいる。

育鵬社教科書は、これまで述べてきたとおり、日本国憲法が規定されるに至るまでの、悲惨な体験や反省をまったく踏まえていない。そして、我が国の根本法である日本国憲法の3大原理について、憲法学の標準からみても誤った説明をし、また読み手（子どもたち）に対して特異な見解ばかりを強調し、子どもたちを一定の方向に導こうとする意図が透けて見える。

このような教科書を用いた学習指導を受けることにより、子どもたちが、憲法学の標準からかけ離れた見解にしか触れられずに育ちゆくとなれば、それは子どもの学習権の侵害にほかならない。

わたしたちは、法律家として、このような事態を見過ごすわけにはいかない。子どもたちが、日本国憲法制定までの歴史や憲法学の標準を適切に学んだうえで、どんな大人にも恣意的な誘導をされることなく、それぞれの子ども一人一人の可能性を自由に発揮していくことのできるような教育を受けられるよう、切に願うものである。

ここに、各地の教育委員会等がこのような問題のある教科書を採択することのないよう強く求めて、わたしたちの意見を表明するものである。

以上

神奈川県教育委員会 御中



中学校歴史・公民教科書採択についての要請書

貴教育委員会におかれては、2025年4月から中学校で使用される教科書の採択手続を進められていることと思います。

中学校教科書採択をめぐっては、歴史・公民教科書について、育鵬社及び自由社の歴史・公民教科書、そして今回新たに作成された令和書籍の歴史教科書を採択する教育委員会があるのか、全国の保護者・国民の注目が集まっています。

自由法曹団には、憲法と人権、平和と民主主義の問題にたずさわる弁護士が約2000名登録し、全国すべての都道府県で活動しています。法律家として、憲法・人権を扱う公民教科書に、強い関心を持たざるを得ません。本年6月、自由法曹団は、育鵬社版の公民教科書について意見書を発表しました。

「弁護士からみた育鵬社の公民教科書の問題点 2024」は、多くの人権をめぐる問題や社会問題に直接かかわっている法律家の立場から、公民教科書のすべての内容に検討・批判を加えた意見書です。詳細は意見書に譲りますが、育鵬社の公民教科書は根本的な誤謬や歪曲をはらんだもので、教科書としての適格性を有していません。

とりわけ、法律家として問題が大きいと考えるのは、育鵬社の公民教科書では、憲法の三原則である国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を正しく学習できないことです。これでは、主権者として必要な知識を習得したり、社会の仕組みをきちんと理解することができません。さらに、育鵬社の公民教科書では憲法についての正しい知識を得られないために、解答に支障がある高校入試問題が多数ある点も見逃せません。

是非、意見書をご検討いただき、育鵬社版公民教科書の本質をご理解いただければ幸いです。

また、自由社版の公民教科書は、育鵬社版よりもさらに誤りや一面的な立場に立った記述が多く問題が大きいと批判されています。

さらに、他の教科書を「自虐史観」に基づくとか、「反日色が強い」と批判して作成された、育鵬社、自由社、令和書籍の各歴史教科書は、アジア太平洋戦争中の日本の加害責任について曖昧な記載しか行わないなど、日本の歴史に対する捉え方があまりに一面的で教科書として不適切と言わざるを得ません。

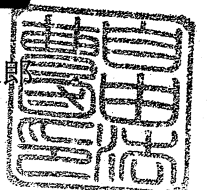
育鵬社及び自由社の教科書はこれまで全国で採択運動を行ってきましたが、保護者・国民の広範な批判と教育委員の良識によって、育鵬社版教科書の採択は、歴史約1.1%、公民約0.4%にとどまっています。

自由法曹団と2000名の弁護士は、貴教育委員会とすべての教科書採択関係者が良識と勇気を発揮され、育鵬社、自由社、令和書籍の歴史・公民教科書を採択されないよう強く要請する次第です。

2024年 6月

自由法曹団

団 長 岩田 研二



自由法曹団

弁護士からみた

育鵬社の公民教科書の問題点 2024

～育鵬社の教科書もいいかな、と考えている方へ

目 次

第1章	はじめに—子どもたちに「普通」の教科書で学ばせて—	P.1
第2章	育鵬社版公民教科書にはこれだけの問題があります	P.2
第1	教育基本法, 学習指導要領の趣旨に反する育鵬社版教科書 (総論)	P.2
第2	育鵬社公民教科書の問題点の詳細 (各論)	P.6
1	大日本帝国憲法についての不正確な記述	P.6
2	平和主義を否定して、子どもたちを9条改憲に誘導しています	P.9
3	危険な「愛国心」教育を学校現場に持ち込む教科書	P.11
4	立憲主義の理解を妨げ、憲法改正に誘導しようとする育鵬社版教科書	P.15
5	国民軽視の「国民主権」	P.19
6	基本的人権より義務を強調	P.22
7	家族・ジェンダー	P.25
8	外国人の人権保障に消極的	P.27
9	メディアリテラシー	P.29
10	福島原発事故を顧みないエネルギー政策・環境問題	P.33
11	その他の問題	P.34
第3章	入試問題の検討—解答に支障が多い育鵬社版公民教科書	P.38

第1章 はじめに ―子どもたちに「普通」の教科書で学ばせて―

自由法曹団は、全国の約2000人の弁護士で構成する法律家団体です。私たちは日々、様々な人権活動や、憲法を守り活かす活動に取り組んでいます。

私たちは、子どもたちが、憲法の原則を正しく理解し、人権感覚を身につけ、的確な問題意識をもってこれからの困難な時代を生きぬいていくことを心底願っています。そのためには、憲法学習に大きな影響のある中学校公民教科書には、憲法の原則が正確に記述されていなければなりません。

2024（令和6）年、全国で、来年から4年間使用される中学校の歴史教科書、公民教科書の採択が行われます。

育鵬社版の公民教科書は、前回2020（令和2）年採択の際にも多くの問題点が指摘されたことから、従前採択していた横浜市や大阪市等で不採択となり、全国でみれば公民教科書の採択率は5.7%から0.4%に減少しました。現在、ほとんどの学校で採用されていない特殊な教科書といえます。

今回採択対象となる育鵬社版公民教科書（2023年度検定を通ったもの）も、

- ① 教育基本法、学習指導要領の趣旨に反する（第2章・第1）
- ② 特殊な立場が採用されている（第2章・第2）
- ③ 高校入試問題の解答に支障がある（第3章）

という点で、他の教科書とは大きく異なる、問題の多い教科書です。

このような育鵬社版の公民教科書が、子どもたちをどのような方向に導くことになるのか、子どもたちにどのような不利益をもたらすのか、私たちは強く危惧するものです。

育鵬社版教科書のような問題の多い教科書を採択せず、子どもたちに普通の教科書で学ばせてください。

※なお、この後、育鵬社版と他の教科書との比較の観点から「他社の教科書」との記載がありますが、「他社」には育鵬社同様「つくる会」系である自由社を原則として含みません。

*この意見書は、自由法曹団子ども・教育問題委員会の弁護士が執筆しました。

執筆担当弁護士は、馬越俊佑、遠地靖志、楠本敏行、小池拓也、小林善亮、辻田航、長谷川悠美、平松真二郎、湯山薫です。

第2章 育鵬社版公民教科書にはこれだけの問題があります

第1 教育基本法、学習指導要領の趣旨に反する育鵬社版教科書（総論）

※以下、第2章第1において、下線部は法令・政府見解・文科省文書の文言です。

1 原則よりも「例外」を強調＝基礎基本を軽視

現在の教育基本法も「平和で民主的な国家及び社会の形成者」としての国民の育成を教育の目的としていることには全く変わりはありません（教育基本法第1条）。

そして、日本の平和主義、民主主義の基盤は、①国民主権②平和主義③基本的人権の尊重を三原則とする日本国憲法にあることも論ずるまでもないでしょう。

学習指導要領社会編公民的分野でも「我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義」や「日本国憲法の平和主義を基に、我が国の安全と防衛、国際貢献を含む国際社会における我が国の役割」は重視されています。また、内容の取扱い上の配慮事項として「核兵器などの脅威に触れ、戦争を防止し、世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育成する」が挙げられています。この「熱意」という表現は、学習指導要領の中では他に例をみない、最上級といえるものです。

ところが、育鵬社版公民教科書（以下、単に「育鵬社版」と言います）は、日本国憲法の基本的原則よりも、その原則との関係が問題となってしまう、いわば「例外」的な内容を強調し、原則の取り扱いが不十分となっています。すなわち、

- ① 国民主権の原則において、「例外」的な天皇制が強調され（第2・5項）、
- ② 平和主義の原則において、「例外」的な自衛隊、日米安保条約が強調され（第2・2項）、
- ③ 基本的人権の尊重の章において、「例外」的な公共の福祉が強調され（第2・6項）ています。

これでは、生徒が日本国憲法の原則を学ぶ際に混乱をきたします。

また、「基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ」るという中学校学習指導要領総則第1の2列举の実現目標冒頭の文言とも相反します。

2 「多面的・多角的な考察」が不十分

学習指導要領は、随所において「多面的・多角的な考察」を強調しています。

しかし、後記第2にみるとおり、育鵬社版には、一面的・一方的見解を述べるにとどまる部分が多々見受けられます。

たしかに、教科書の紙幅には限界があり、あらゆる問題について多面的・多角的に取り扱うことは困難でしょう。

ところが、育鵬社版は、学習指導要領が特に「多面的・多角的」考察を求めている「我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義」や「日本国憲法の平和主義を基に、我が国の安全と防衛、国際貢献を含む国際社会における我が国の役割」などの重要項目において、一面的・一方的見解を述べるにとどまっています。

たとえば、平和主義についてみると、育鵬社版は、憲法の平和主義が戦後果たしてきた役割にはほぼふれず、平和維持手段といえはまずは防衛力であるかのような一面的記述をしています（後記第2・2項）。

学習指導要領に「核兵器などの脅威に着目させ」と明記されているにもかかわらず、核兵器の脅威については、具体的には何も論述されていません。

「被爆国」「軍縮」については、単語すら見当たりません。

軍事的緊張を含む国家間の緊張については多くの記述がある一方で、これを軍事力によらず緩和する方途についてはほとんど記述がないといえます。

これでは平和主義について「多面的・多角的」に考察することは困難です。

3 「個人の尊重」をないがしろ

個人をないがしろにした大日本帝国憲法下の日本は、国民に命まで捧げることを求め、戦争に突き進んでいきました。

こうした歴史を踏まえ、日本国憲法は「個人」の「尊重」（第13条）ないし「尊厳」（第24条）を国政の上で最大の目標とし、教育基本法も前文で「個人の尊厳」、第2条で「個人の価値を尊重」を、学習指導要領公民的分野も目標（1）冒頭で「個人の尊厳と人権の尊重」をうたい、内容でも「人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深め、法の意義を理解すること」を求めています。

要するに、最も大切なのは国家ではなく個々の人であることを前提に、個人を尊重するために法や国家・社会があり、そうした国家・社会を形成する国民を育成することが教育の目的と理解することができます。

ところが育鵬社版は2頁『「公民」について』において、古代ギリシャのポリスの市民が「政治に参加して、外敵から都市を守る防衛義務を負う」公民であった旨述べた上で、「人は、他人と共に共同社会をつくっている限り、『私』の利益を追求する場合でも、その前提として社会のルールを守り、社会生活を改善し、社会を外敵から守るという課題を引き受けなければなりません。」といい切り、「古代ギリシャの兵士」のレリーフの写真を掲げこれに「ポリスの市民は防衛義務を負っていました。」との解説を付しています。

たしかに、社会を構成する以上、個人が何らかの義務を負うこと自体は避けられないとはいえるでしょう。

だからといって、社会のために命を危険にさらすことを強いるような「社会を外敵から守る」「防衛義務」が論理必然的に認められるとはいえません。いい方をかえれば、「私たちのために君は戦場に行く義務がある」とは必ずしもいえないはずです。

むしろ近代以降現在に至るまで多くの侵略戦争が「防衛」を口実にしてきたことを思い返せば、育鵬社版の考え方は国民個人々人を犠牲にして侵略戦争に駆り立てることにつながるものであり、危険です。

こうした育鵬社版の考え方は、先の大戦の反省を踏まえ、また「個人の尊重」を

ないがしろにしているものであり、日本国憲法、教育基本法、学習指導要領とは相容れません。

そして、「個人の尊重」をないがしろにした部分は、後記第2以下にみるとおり、育鵬社版の随所に認められます。

4 愛国心そのものを教え込む

(1) 政府見解は愛国心の教え込みに否定的

2006（平成18）年の教育基本法改正に際し、国会審議においては、戦前のように国を愛する心を強制するのではないかなど、愛国心教育についての危惧が再三にわたり表明されてきました。

これに対して政府は、国を愛する態度の養い方として、「歴史的な事実を教える、積み重ねることによって、今先生のおっしゃったような、結果的に国を愛する態度が養われてくると。」（平成18年11月22日伊吹文明文部科学大臣答弁）等、事実を教えることを積み重ねることで国を愛する態度を養う旨を再三にわたり答弁しています。

さらに政府は、「具体的に愛せ愛せと言えは愛するかというと、そういうものではないわけでございますので、そういった教え方をするようなことはないと思っております。また、そういったことのないように指導もしていくつもりでございます。」

（平成18年6月5日小坂憲次文部科学大臣答弁）として、愛国心そのものを教え込むことについては、否定的な見解を表明しています。

(2) 学習指導要領の「内容」に愛国心はない

だからこそ、学習指導要領においては、「目標」の部分にこそ「（前略）自国を愛し、その平和と繁栄を図ることが大切であること…の自覚などを深める。」という文言がありますが、「内容」の部分以下には「愛国心」「国を愛する」といった文言は存在せず、愛国心そのものを教え込むことは全く予定されておられません。

中学校学習指導要領（平成29年告示）解説社会編も、「我が国の国土や歴史に対する愛情、国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての自覚については、いずれも我が国の国土と歴史、現代の政治、経済、国際関係等についての多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵(かん)養されるものであり、既述の資質・能力を含む三つの柱に沿った資質・能力の全てが相互に結び付き、養われることが期待される。」としており、上記の政府見解を踏まえたものとなっています。

それゆえ、今回採択対象となる公民教科書の中で、育鵬社版と自由社版を除き愛国心そのものを取り上げたものはありませんし、その育鵬社にしても2010年度検定を受けた公民教科書では愛国心そのものを取り上げてはいませんでした。

ところが、2015年以降の育鵬社版では、詳細は後記第2・3項にてみるとおり愛国心を太字で取り上げており、上記政府見解にも、学習指導要領の趣旨にも反

しています。

5 特殊でわかりにくい構成

そもそも、育鵬社版の憲法の章の構成自体がきわめて特殊です。

他社教科書の構成は概ね、

- ①欧米の歴史を踏まえつつ憲法の存在意義（国民の権利を守るために国家の権限濫用を防ぐ）を述べ、
- ②日本では君主権が強く人権保障が不十分な大日本帝国憲法が戦争を招いたことから、日本国憲法では国民主権、基本的人権の尊重、平和主義が三原則とされたとして
- ③～⑤ 国民主権（+天皇）、基本的人権（+義務）、平和主義（+自衛隊・安保）という流れでこれら三原則を説明し、
- ⑥まとめとして最高法規性を述べ、
- ⑦改正手続は最高法規性が国民主権の項で補足的に述べる

といったものであり、一般的な歴史学や憲法学の考え方と一致する上に、「日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについて理解すること」を求める学習指導要領にも素直に適合し、構成としても素直でわかりやすいものとなっています。

これに対し、育鵬社版は

- ①秩序や法治主義（法の支配ではない）を述べた上で憲法とその形式的最高法規性を述べ（国家権力の濫用防止の観点はわかりにくい）、
 - ②その後大日本帝国憲法を高く評価した上で日本国憲法の成立過程の問題点を強調し、
 - ③国民主権の項では冒頭で「国民としての自覚」という国民主権とは直接関係しないはずのことを述べた後、国民主権に自体に関する記述は僅かで、その後は天皇に関する記述（「日本の歴史・文化と天皇」という囲み記事もある。）と写真でほぼ1頁を埋め、
 - ④人権の項では、欧米の歴史は扱うものの人権が権力によっても侵し得ないものとされてきたことにはふれず、その一方で日本の「古くから大御宝と称された民を大切にする伝統」などと述べて、基本的人権と「民を大切にする」こととの区別をあいまいにし、
 - ⑤平和主義の記述（特に積極的意義）は1頁に満たず、その後は自衛隊や安保体制、国防に関する記述が3頁超にわたるなされ、
 - ⑥直後に憲法改正がほぼ2頁にわたり記述され、
 - ⑦その後基本的人権各論
- というものとなっています。

大日本帝国憲法は素晴らしいものであるにもかかわらずGHQは非現実的な第

9条を含む日本国憲法を押しつけた、このような憲法は改正すべきだ、といわんばかりの内容・構成となっている、といっちは言いすぎでしょうか。

一般的な歴史学や憲法学の考え方と一致せず、構成も複雑でわかりにくいものとなっています。

言い方を変えれば、なぜ「日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としている」のか、わかりません。

日本国憲法と大日本帝国憲法の区別、基本的人権と「民を大切にすること」の区別なども、敢えてわかりにくくしているのではないかとすら思えます。

教育基本法・学習指導要領の趣旨に反し、しかもわかりにくい教科書を生徒に使用させるべきではありません。

第2 育鵬社公民教科書の問題点の詳細

1 大日本帝国憲法についての不正確な記述

(1) 実態を無視した大日本帝国憲法賛美

ア 「天皇主権」を近代憲法と位置づけることの誤り

育鵬社版の教科書は、「大日本帝国憲法の制定」の項では、大日本帝国憲法が「アジアで初めての本格的な近代憲法として内外ともに高く評価されました」（42頁）と、大日本帝国憲法を賛美しています。しかし、そもそも、大日本帝国憲法は、天皇は万世一系であり不可侵である、というおよそ「神話的」としか言いようのない規定を持っています（第1条、第3条）。この規定は、天皇の地位は天皇の祖先である神の意志に基づくものであり、天皇は神の子孫として神格を有するものとされた天皇主権の原理を表したものです。したがって、国民主権を前提としない大日本帝国憲法は、「近代憲法」の名にはとうてい値しないことは明らかです。

また、「大日本帝国憲法と日本国憲法の比較」と題する表には、大日本帝国憲法の「主権」の欄が「規定なし」とされています（42頁）。確かに明文自体はないものの、大日本帝国憲法は主権を天皇としており、例えば、教育出版（45頁）、帝国書院（37頁）、東京書籍（43頁）、日本文教出版（44頁）でも同様の大日本帝国憲法と日本国憲法の表があり、大日本帝国憲法の主権ないし主権者は「天皇」ないし「天皇主権」とされています。東京書籍では「国の政治の決定権（主権）は天皇が持つという天皇主権の考えに基づいており、」（42頁）との説明があり、日本文教出版でも「大日本帝国憲法においては、主権が天皇にあると考えられていました（天皇主権）。」（44頁）との説明がありますが、育鵬社版にはこのような説明もありません。明らかに誤解を生む書き方であり、大日本帝国憲法における主権が天皇ではなかったとの誤った認識を持たせる問題があると言わざるを得ません。

イ 大幅に制限可能であった人権規定

また、大日本帝国憲法は、人権規定を一応は置くものの、それは、主権者とされ

た天皇がその支配する人民に与えた「臣民の権利」とされ、法律による様々な制限が認められていました（法律の留保）。これにより、治安維持法などの法律によって国民の人権を制限し、政府にとって都合の悪い言論を封殺することが出来たのです。人権保障という観点からすれば、大日本帝国憲法が「法律の留保」を認めたことは最大の欠点でした。

この点について、教育出版の教科書では、「…国民の政治活動は大幅に制限され、検閲が存在する一方、身体の自由の保障は不十分でした。」（43頁）、日本文教出版でも「天皇があたえる『臣民の権利』であり、法律の範囲内で保障されるにとどまりました。また、議会や内閣の役割も限定されていたために、やがて軍部の暴走をおさえきれなくなり、日本は第二次世界大戦への道をあゆむことになりました。」（44頁）との記載があります。

ところが、育鵬社版は、これら人権規定の脆弱性に触れることなく、単に「国民には法律の範囲内で権利と自由が保障されました。」とのみ記載し、大日本帝国憲法下における不当な人権侵害の事実について全く言及されていません。

ウ 不十分な三権分立

さらに、司法・立法・行政についても、育鵬社版の教科書は、単に「法律の制定は国民の意思が反映された議会の協賛（承認）によること、行政は国务大臣の輔弼（助言）によること、司法は裁判所が行うこととされました」（42頁）と記載し、あたかも三権分立が確立していたかのような誤解を与える表現がなされています。

しかしながら、大日本帝国憲法における権力分立は限定的なものであり、制度として極めて不十分であったため、権力の濫用を抑制するものとはなりませんでした。この点について、帝国書院版教科書では、「…法律をつくったり、政府や軍を動かしたりする統治権はすべて天皇のもので、帝国議会は法律や予算に同意する権限をもつだけでした。」（36頁）、「大日本帝国憲法が天皇に強い権限を与えて、民主主義を制限したことを反省し、」（37頁）との正確な記載があります。

エ 「五箇条の御誓文」を過大に取り上げている点

育鵬社版の教科書は、大日本帝国憲法の公布に先立って五箇条の御誓文が示された後、民間などにより多くの憲法草案が作られ、8年の歳月をかけてようやく大日本帝国憲法が公布されたとの記載もあります。これは、中学生が学ぶべき範囲を逸脱した細かい知識であり、育鵬社版以外の教科書ではいずれも触れられていません。また、資料のページに掲載されている大日本帝国憲法の条文も、他の教科書はいずれも抜粋であるにもかかわらず、育鵬社版教科書は全文掲載している点も極めて特異といえます。

オ 小括

大日本帝国憲法を学ぶ意義は、その人権保障のための規定や制度が脆弱であったがゆえに、大日本帝国憲法下の日本が、政府を批判する政治活動や自由な表現

活動をはじめとする基本的人権を侵害し、人々を弾圧する中で、統帥権を有する天皇を頂点とする軍部・政府がアジア・太平洋戦争へ突き進んでいったという歴史を持ち、二度とこれを繰り返さないために日本国憲法が制定されたという経緯を正確に理解する点にあります。しかしながら、育鵬社版の教科書は大日本帝国憲法を賛美するにとどまり、他社のいずれの教科書でも触れられているこれらの記載を欠くものとなっています。これは、子どもたちが歴史の流れをつかむことを困難にし、ひいては子どもたちの学習権を侵害するのみならず、受験の面でも不正確な理解を招くおそれがあります。

このように、育鵬社版では、天皇主権や法律による大幅な私権制限が可能であった大日本帝国憲法について、他の出版社の教科書で触れられている問題点について言及することなく、子どもたちが正確な知識や歴史的経緯を学ぶための教材として問題があると考えられます。

(2) 日本国憲法の受容の歴史を無視した「押しつけ憲法論」

上述のように、育鵬社版の教科書は、大日本帝国憲法をいたずらに「賛美」する反面、「政府は大日本帝国憲法をもとに改正案を作成しました。しかし、GHQはこれを拒否し、自ら1週間で憲法草案を作成したのち、日本政府にこれを受け入れるようきびしく迫りました。」(43頁)と記述しています。前記の大日本帝国憲法の制定過程での記載と相まって、日本国憲法がずさんな形で作成され押し付けられ、拙速に制定されたとの印象を与える記載となっており、典型的な「押しつけ憲法論」を前提としています。

しかし、日本国憲法は、基本的人権の尊重や民主化などを求めるポツダム宣言を日本が受け入れ、それにより大日本帝国憲法を根本的に改める必要が生じ、男女の普通選挙で選ばれた議員による議会の討論を経た結果、制定されたものです。この点については、教育出版の教科書では、「連合国総司令部(GHQ)は、草案が大日本帝国憲法とあまり変わらず、十分に自由で民主的ではないと考え、独自の案をつくって政府に示しました。これに基づいて政府がつくった新たな憲法改正草案は、帝国議会で審議され、修正を経て可決されました。」(45頁)、帝国書院版では、「当時の日本政府は、連合国軍総司令部(GHQ)の案を基礎に、憲法改正案をつくりました。帝国議会はそれを約3か月にわたって審議し、一部修正のうえ、大日本帝国憲法の改正手続きを経て、日本国憲法として制定しました。このときの帝国議会には、日本初の男女普通選挙で選ばれた衆議院議員も参加しています。」(37頁)、日本文教出版教科書では、「政府は、連合国軍総司令部(GHQ)が示した草案に基づいて憲法改正草案をつくりました。その後、憲法改正案が、戦後初めて行われた男女普通選挙ののち、帝国議会で審議され、一部修正のうえ可決されました。」(45頁)との記載がそれぞれあり、いずれも「押しつけ憲法」ではないことを制定経過を踏まえて説明しています。

他方で、育鵬社版は、上記のように「GHQはこれを拒否し、自ら1週間で憲法

草案を作成したのち、日本政府にこれを受け入れるようきびしく迫りました。」といった「押しつけ憲法」であることを恣意的に印象づけるような不適切な記載を含んでおり、子どもの学習権を侵害するだけでなく、他の教科書では触れられている必要な知識を吸収できず、受験にも影響しかねないものです。

2 平和主義を否定して、子どもたちを9条改憲に誘導しています

(1) 平和主義を連合軍から押し付けられたものと教える

憲法の平和主義は、満州事変からアジア・太平洋戦争に至る日本の戦争に対する深い反省に基づき定められたというのが、憲法学上でも一般的な理解です。

育鵬社版以外の教科書は、平和主義が戦争の反省に基づくことを記述しています。即ち、「日本は、太平洋戦争で多くの国々、なかでもアジア諸国の人々に対して多大な損害をあたえ、日本の国民も大きな被害を受けました。そこで、日本国憲法は、戦争を放棄して世界の平和のために努力するという平和主義をかかげました（第9条）。」（東京書籍46頁）、「日本は、日中戦争や第二次世界大戦を通じて、アジア・太平洋地域を侵略し、ほかの国々に大きな損害をあたえました。そして、自らも、戦場や国内で多くの犠牲者を出し、世界で初めての原子爆弾による被害もこうむりました。このような悲惨な経験を反省し、…日本国憲法は戦争を放棄して、世界の平和のために貢献するという平和主義を基礎としました。（日本文教出版74頁）等と記述しています。

ところが、育鵬社版は、平和主義は連合軍から押し付けられたものとして記述しています。たとえば、「第二次世界大戦に敗れた日本は、連合軍によって武装解除され、軍事占領されました。連合軍は日本に非武装化を強く求め、その趣旨を日本国憲法にも反映させることを要求しました。このため、国家として国際紛争を解決する手段としての戦争を放棄し、「戦力」を保持しないこと、国の「交戦権」を認めないことなどを憲法に定め、徹底した平和主義を基本原理としました。」（育鵬社50頁）です。

この記述には、アジア・太平洋戦争の反省が平和主義の出発点になっているという視点がありません。これでは子どもたちは、憲法の平和主義は、単に連合軍から押し付けられたものと考えてしまいます。他の教科書の記述と比較すると、育鵬社版の特異性は明らかです。これでは、子どもたちたちは平和主義が定められた理由について、一般的な理解からかけ離れた特異な見解を学ぶことになってしまいます。

(2) 安全保障法制及び集団的自衛権の危険性を無視している

2015（平成27）年に成立した安全保障関連法について、育鵬社版は「周辺の安全保障環境の急変に対し、政府は2014年に憲法解釈を実情に沿って改め、集団的自衛権の行使を限定的に容認することを閣議決定しました。」「日本の安全保障体制が強化され…国際平和への積極的貢献の範囲も広がりました。」と

のみ記載しています（育鵬社 53 頁）。

しかしながら、集団的自衛権の行使は憲法違反の疑いあること、日本の安全保障にむしろ負の影響があることが看過されています。

他の教科書では、「日本に武力攻撃がない段階での武力行使は、国民の生命や自由を守るものとしても正当化できないとの批判があります」（帝国書院 41 頁）、
「憲法 9 条で認められる自衛の範囲をこえているという反対の意見もあります」（東京書籍 47 頁）、
「こうした解釈の変更は、自衛権の範囲をこえるかどうかが議論になりました。」「長期にわたって、政府によってとられてきた集団的自衛権の説明が、国会の審議を経ずに、内閣の決定だけで変更されたことへの批判があります」（日本文教出版 77 頁）と記載しています。

加えて、育鵬社版はアメリカ軍と日本の平和の関係について、「戦後の日本の平和は、自衛隊の存在とともにアメリカ軍の抑止力（攻撃を思いとどまらせる力）に負うところも大きいといえます。また、この条約（日米安保条約）は、日本だけでなく東アジア地域の平和と安定にも、大きな役割を果たしています」（育鵬社 52 頁）、
「沖縄と基地」のコラムでは、「日米安保条約に基づく日米安保体制は日本の防衛の柱であり、アジア太平洋地域の平和と安定に不可欠です」（育鵬社版 53 頁）と記載しています。他方で沖縄の住民らが米軍基地の集中に伴い生活の危険に晒されている点には何ら言及せず、同コラムにおいて「基地の県外移設を求める声が根強くあります」（育鵬社 53 頁）と述べるにとどまっています。

この記載は米軍という軍備が平和に貢献した上で、アメリカ軍との集団的自衛権の行使を無批判に肯定する一面的な記述です。

このように育鵬社版は他の教科書と異なり、集団的自衛権を無批判に記載しており問題です。

（3）平和のための手段を軍事とする誤り

どの教科書にも、平和主義の記述と併せ、世界平和を実現するために何が必要かということを学ぶ単元を設けています。

育鵬社版は、平和主義の単元で「平和主義は連合国から押し付けられた」と記述した後、「平和主義と防衛」と題する単元を置いて、「日米安全保障条約」との表題でアメリカ軍の抑止力を強調して、その後「有事への備え」として有事関連立法制定の経過を述べ、「日本防衛の課題」として北朝鮮によるミサイル発射、中国の軍事増強等の危機を強調しています（育鵬社 50～53 頁）。
「世界平和の実現に向けて」との単元では、紛争の原因に貧困という根本問題があることに触れずに、日本の役割として、自衛隊の海外派遣活動という軍事的な対応ばかりが強調されています（育鵬社 194、195 頁）。
「軍縮」という言葉すら記載されていません。他の教科書ではそれぞれ軍縮の重要性が言及されていることとは異なり、育鵬社版は全体として、危機をあり、日本と世界の平和を築くためには軍事的な対応しか選択肢がないかのような記述になっています。

今日、国際紛争の原因が、国益の追求のみならず、異なる民族・宗教への不寛容や、貧富の格差の拡大にあることは、広く認識されています。また、武力行使が深刻な被害を生む一方で、紛争解決の手段として万全でないことも共通理解となっています。だからこそ、他の教科書では、世界平和の実現に向けて、異文化理解、貧困の克服、軍縮の必要性が説かれています。子どもたちは、このような記述から、国際紛争の背景を学び、平和を実現するために何が必要なのかを考えます。これは、憲法の平和主義の具体的実践を学ぶことに他なりません。即ち「軍縮は、武力紛争の防止につながるだけでなく、紛争が発生した場合の被害を少なくすることにもつながるため、国連と各国にはその実現に向けた努力が求められています。」(帝国書院195頁)、「戦争を防ぐ、または規模を小さくするためには、軍縮が必要です。特に一度に多くの人々の命をうばったり、悲惨な被害をもたらしたりする核兵器や化学兵器、生物兵器などの大量破壊兵器の廃絶が重要です。」「テロの背景には、宗教のちがいや貧困や差別などの問題があると考えられます。」「現在の国際社会において戦争をなくしていくためには、貧困や差別などの社会の問題の根本的な解決が必要です。また、平和の実現のためには、国際協調によるさまざまな取り組みが必要になります。」(東京書籍205頁)等の記述がこれにあたります。これらの記述と比較すると育鵬社版が軍事一辺倒の特異な立場に立っていることが分かります。これでは、国際紛争の背景にさかのぼって、どのように世界の平和を実現するのかを考える子どもたちを育てることはできません。

3 危険な「愛国心」教育を学校現場に持ち込む教科書

(1) 「愛国心」教育の危険性

育鵬社版と自由社版の大きな特徴として、「愛国心」教育が挙げられます。両社を除く他社の教科書では「愛国心」という文言は使われていないことからすれば特筆すべきことといえるでしょう。

それではなぜ他社の教科書では「愛国心」の文言が使われていないのでしょうか。

2006年の教育基本法の改定により、教育の目標の一つに「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」が加えられました(2条5号)。この前半部分(我が国と郷土を愛する)が、「愛国心」教育と呼ばれるものです。

しかし、仮に我が国や郷土を大切に考える気持ちがあったとしてもその気持ちの持ち方や表現の仕方は人によって違います。憲法19条が保障する思想信条の自由の観点から各人の考えや気持ちを大切にすべきことは中学生であっても当然です。また、文科省の2023年度学校基本調査によれば全国の中学校には3万2000人を超える外国籍の生徒が在籍しています。このことからしても、日本

に対する「愛国心」をことさらに学校教育で強調することは不適切です。

さらに、戦前の「愛国心」を強調する教育が、日本が戦争に突き進むことを支える役割を果たしてしまったこと考えると、教育の基本として「愛国心」を教えることには慎重でなければなりません。

(2) 中教審や学習指導要領も「愛国心」教育には慎重です

教基法の改定に先立つ2003年3月20日の中央教育審議会の答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」では「自らの国や地域の伝統・文化について理解を深め、尊重し、日本人であることの自覚や、郷土や国を愛する心の涵養を図ることが重要である」と提言しながらもそれに続けて「国を愛する心を大切にすることや我が国の伝統・文化を理解し尊重することが国家至上主義的考え方や全体主義的なものになってはならないことは言うまでもない」と指摘しています。その趣旨が、「愛国心」教育がしばしば「国家至上主義的考え方や全体主義的なもの」に陥りやすいという危険性を有していることに注意を促し警鐘を鳴らすことにあることは明らかです。

現行の中学校学習指導要領でも、「自国を愛し」という言葉が公民的分野全体の目標にこそ記載されていますがそれは社会的事象について多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養されるものと位置づけられ、公民的分野で取り扱う「内容」の項目では一切記載されていません。ここにも、「愛国心」を無理に教えるのではなく、子どもたちが社会的な事象や課題を学習する中で、課題を解決したり、社会に参加する意欲などと共に自然と育まれることが望ましいとの考えが示されています。

育鵬社・自由社以外の他社の教科書が揃って「愛国心」という用語を用いていないのは、上記のような「愛国心」教育の危険性に配慮しているからと考えられます。

これに対し、育鵬社版は、「国際社会の中の日本」の單元において、「何か共通のものを軸とした『われわれ』という意識」や「国の名誉や存続、発展などのために行動しようと思う気持ち」を「愛国心」と定義して、わざわざ太字ゴシック体を用いて「愛国心」を強調しています(184頁)。まるで国民統合のために「愛国心」が必要であるとしていますが、そのような意識こそ中教審が警鐘を鳴らしていた「国家至上主義的」な考え方にほかなりません。

(3) 育鵬社版における「愛国心」教育の問題点

ア 特定の「愛国心」の押しつけ

育鵬社版では、「愛国心が、多様な人々をひとつの国民へとまとめる重要な役割を果たしています。」(184頁)として「愛国心」を手離しで評価し「国家としての一体感を守り育てることも大切であり、そのために国民が祖国を意識することが必要となるのです」(185頁)と記述して子どもたちに定義された「愛国心」を持つよう誘導します。そして、グローバル化の時代に必要な資質・能力に関す

るコラムでは「日本人としてのアイデンティティー」を持つことで「日本人ならではの視点を生かして活躍できる人材が求められています」（13頁）と断言しています。

しかし、「愛国心」を何か共通のものを軸とした『われわれ』という意識や「国の名誉や存続、発展などのために行動しようと思う気持ち」を「愛国心」と定義すること自体、決して妥当ではありません。

たとえば、教育基本法が改定された際の国会論議において、教基法2条5号の国を愛する態度を溜養することの意味については、当時の安倍晋三内閣総理大臣が次のとおり答弁しています（衆議院教育基本法に関する特別委員会2006年6月5日）。

「国を愛する態度を涵養していく、あるいは国を愛する心でもいいんでしょうけれども、それはどういうことかといえば、……（中略）……それは人それぞれなんだろうというふうに思いますし、その発露の仕方はいろいろあるだろうと、このように思うわけでございます。」

この安倍首相の答弁を引くまでもなく、思想良心の自由を保障する憲法19条の下では「愛国心」の在り方は人それぞれであり、「愛国心」に基づく行動の仕方も人それぞれであることが許されなければなりません。「愛国心」について特定の定義づけや方向づけをすることは憲法19条に抵触するものであり、むしろ公教育においてそのようなことをしてはならないというのが、「愛国心」教育に関する通常理解であるといえます。

ところが、育鵬社版は上記のように、これを「国の名誉や存続、発展などのために行動しようと思う気持ち」と定義づけています。そして、同教科書の記載からはこのような「愛国心」の在り方のみが「望ましい」ものと子どもたちが誤解してしまう危険が多分にあります。このようなことは思想信条の自由からも問題ですし、多様であるべき「愛国心」の在り方を狭めてしまうという意味で、「愛国心」教育それ自体を否定しない立場に立ったとしても、適切なものとはいえません。

イ 危機感・恐怖心によって「愛国心」を煽動している

育鵬社版は、日本と近隣諸国（とりわけ東アジア諸国）との関係を、対立と緊張一色に描き出しています。たとえば、育鵬社版は、「平和主義と防衛」という単元の中で、「日本の防衛の課題」として「北朝鮮との間で緊張状態が続いている」あるいは「中国は近年、一貫して軍事力の大幅な増強を進めており、日本や東南アジア諸国にとって、地域の平和と安全をおびやかす動きとなっています」と記述し（53頁）、「世界平和の実現に向けて」の単元でも、「日本周辺では、中国の核ミサイル配備や北朝鮮の核兵器開発などが軍事的緊張を高めています。北朝鮮も核ミサイルの実戦配備段階に入っています。」として両国による脅威を煽っています（194頁）。他にも育鵬社版は、特に中国について、「中国公船、尖閣侵入」

(193頁)、南シナ海での「人工島」の建設(190頁)、沖ノ鳥島周辺の排他的経済水域における中国の海洋調査船による調査活動(191頁)など、中国が日本を含むアジア諸国との間で領土・領海をめぐる問題が多く生じていると取り上げ、中国の脅威が強調されています。

このような記述は、あたかも中国と北朝鮮が、積極的に日本と対立して緊張を高めているとの印象を子どもたちに与え危機感・恐怖心を煽ろうとしているかのようです。

これでは、子どもたちは近隣諸国の脅威に対抗し、これを打ち負かす(あるいは、抑えつける)ことへと駆り立てられることになるでしょう。しかし、危機感・恐怖心によって煽動された「愛国心」は、徒に対立を激化させるだけです。

他の教科書では、例えば、領土問題について「国際社会に存在する多くの領土問題の解決にあたっては、国際秩序を維持するためにも、威嚇や武力にうったえることなく、外交交渉によって平和的に解決することが何より重要です。」(教育出版199頁)、あるいは「世界の領土問題とその解決」として、過去に他の国が領土問題を平和的に解決してきた例を具体的に挙げて、平和的解決の重要性を指摘するものがあります(日本文教出版197頁)。

このように、育鵬社版のいう「愛国心」はあつてはならない「国家至上主義的考え方や全体主義的なもの」へと子どもたちを駆り立てる恐れが強いものとなっています。

ウ 国際協調主義に反している

また、育鵬社版では「世界平和の実現にむけて」の単元において、違憲であると指摘されている安全保障法制関連二法によって自衛隊の「駆けつけ警護」が可能となったことが紹介される一方で、日本の果たすべき役割として「軍縮」に触れられていません(194から195頁)。

他社では、「戦争を防ぐ、または規模を小さくするには軍縮が必要です」(東京書籍205頁)、「軍縮は、武力紛争の防止につながるだけでなく、紛争が発生した場合の被害を少なくすることにもつながるため、国連と各国にはその実現に向けた努力が求められています。」(帝国書院195頁)、「世界経済に大きな地位を占める日本には、軍縮を国際社会にはたらきかけ、武力紛争を防止し、また紛争後の社会の再建を支援することで、世界平和の基盤を築く役割が求められます。」(日本文教出版207頁)とされていることと対照的です。

育鵬社版では、憲法の掲げる国際協調主義の意味や方法を学ぶことはできません。憲法が要請する平和主義的な紛争の解決を学ぶことはできないものとなっています。

エ 小括

以上のとおり、育鵬社版公民教科書は、子どもたちたちに、近隣諸国との対立や緊張関係を刷り込んで危機感・恐怖心を煽るとともに日本人や日本文化に関す

る優越観念を植えつけて、差別や偏見を助長するものです。そして後述するように、育鵬社版では個人の人権よりも義務や社会全体の利益が強調されて教え込まれます。このような教育で、国や社会を批判的に検討する力を奪われた子どもたちはやがて皮相な「国の名誉や存続、発展などのために行動しようと思う気持ち」（184頁の「愛国心」）に絡め捕られていくでしょう。これこそは、中教審答申が懸念した「国家至上主義的考え方や全体主義的なもの」にほかなりません。その行き着く先は集団的自衛権行使容認を中心とする戦争法制の下で、いよいよ教え子を戦場に送り出すことになりかねません。このような「非教育的」な教育を許してはなりません。

4 立憲主義の理解を妨げ、憲法改正へ誘導しようとする育鵬社版教科書

(1) 立憲主義の説明が理解しづらい

ア 学習指導要領とその解説

学習指導要領公民的分野2C(1)ア(イ)では、「民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解すること。」とされています。

この点について、文部科学省発行の学習指導要領解説では、「具体的には、国や地方公共団体が、国民の自由と権利を侵さないようにそうした法の拘束を受けながら政治を行っており、恣意的支配を排除しようとしていること、独裁政治や専制政治とは異なるものであることを理解できるようにすることを意味している。」とした上で、「その際、主権者である国民が、その意思に基づき、憲法において国家権力の行使の在り方について定め、これにより国民の基本的な人権を保障するという近代憲法の基本となる考え方である立憲主義や、人権の保障と恣意的権力の抑制とを主旨として、全ての権力に対する法の優越を認める考え方である法の支配について理解できるようにする」を必要としています。

このように、学習指導要領においては、憲法によって国民の人権を保障する考え方である立憲主義について、政治における権力の濫用防止と関連させて理解させることが求められています。

イ 各社教科書の記述

立憲主義についての各社教科書の記述は以下の通りです。

①【東京書籍】

「近代革命の後、多くの国では人権を保障するために、最高の法として、憲法を制定するようになりました。政治権力も憲法に従う必要があり、憲法に違反する法律などは効力を持ちません。

このように、法の支配に基づき、憲法によって政治権力を制限して人権を保障するという考え方を、立憲主義といいます。」(41頁)

「違憲審査制は、憲法によって政治の権力を制限し、国民の人権を守るという立憲主義の考えに基づいており、ここにも憲法が国の最高法規であることが表れ

ています。」(111頁)

②【教育出版】

「国家は国民の自由や安全を守るために強大な権力をもっていますが、あやまって使うと国民の生命や自由を奪いかねません。そこで権力を、国会、内閣、裁判所の異なる機関に分けて、それぞれが互いに抑制し合うことで、一つの機関が暴走して国民の権利を侵害することを防ぎます。このように、憲法によって国家権力を制限し、国民の人権を保障しようとすることを立憲主義といいます。

立憲主義を実現するために、憲法は国の最高法規として位置づけられています。政治が法に基づいて行われなければならないことを、法の支配といいます。法律をつくる国会では、憲法に反する法律をつくることはできません。もし国会が憲法に反する法律をつくったときは、裁判所がこの法律を無効にする事ができます。」(44頁)

③【帝国書院】

「民主政治の下では国民全員が政治に参加するので、国民の多くが苦しむような決定はされにくくなります。しかし、特定の職業の人にだけ重い税金を課すなど、少数派の権利を侵害する決定を防ぐのが困難な場合もあります。また、選挙で選ばれた大統領や議会の多数派が、軍隊や警察を使って反対派少数派を弾圧し、独裁や戦争を始めることもあります。

かつて、国家のそうしたあやまちを経験したことで、国家の人権侵害を禁止し、独裁や戦争を防ぐためのしくみを盛り込んだきまりが必要だと考えられるようになりました。そのきまりを憲法といい、国家権力の濫用を防ぐために憲法が必要だという考え方を立憲主義といいます。民主主義と立憲主義は、国家権力を正しく使うために、とても重要な考え方なのです。」(33頁)

④【日本文教出版】

「国の政治の基本的なあり方を定める法を憲法といいます。よりよい民主政治を実現するためには、基本的人権の尊重など、私たちがともに生きていくうえで大切にすべき原則を明らかにして、それを政治権力が守るしくみをくふうしなければなりません。このような憲法に基づいて政府をつくり、政治を行うことにより、権力の濫用を防ごうとする考え方を立憲主義といいます。

立憲主義の実現のために、多くの国で、憲法は国の最高法規であるとされています。憲法の改正には慎重な手続きが定められ、憲法に違反する法律や命令は効力をもちません。このように、立憲主義に基づいて、人権の保障や権力分立を定める憲法を、立憲主義の憲法といいます。」(42頁)

「権力をもつ人も法に従わなければならないという「法の支配」は、憲法に基づいて政治を行うことで権力の濫用を防ごうとする「立憲主義」と密接な関係にあります。」(43頁)

⑤【自由社】

「国民国家は、権力の濫用を防ぐ立憲主義（立憲政治）の思想を生み出しました。絶対王政の時代には、権力者が法を守らず思いのままに権力を行使することがありました。そこで、個々人だけでなく、国家の政治権力も法に従わなければならないという法治主義（法の支配）の思想が生み出されました。」（47頁）

⑥【育鵬社】

「憲法は、国の理想や基本的なしくみ、政府と国民との関係などを定めたものです。現代の多くの国の憲法には、その国の歴史・伝統や、国民が長年にわたり培ってきた考え方や価値観が盛り込まれています。各国は独自の「価値」を憲法に記述することにより、国民に自覚と誇りをもたせています。

また、憲法は政治権力が濫用されることのないように抑制するしくみを定めて、国民の権利と自由を保障し、権力を行使して国民の福祉を増進する根拠となっています。そして、国民どうしの間の権利侵害に対して、民法・刑法その他の法律の解釈を通じて間接的に規律を与えています。

憲法にのっとして国を運営していくことを立憲主義といいます。立憲主義の要素として伝統的には、国民の権利保障と権力の分立が強調されてきました。今日では憲法の最高法規性と違憲立法審査権を加えて立憲主義の要素とするのが一般的です。日本国憲法もこれらの考えに基づいています。」（41頁）

ウ 育鵬社版教科書の記述の問題点

上記の通り、育鵬社版以外の教科書では、立憲主義の意義について、憲法によって権力の濫用を防ぐという点を端的に説明しています。

一方、育鵬社版教科書は、立憲主義の意義とは無関係な「歴史・伝統」とか「国民に自覚と誇り」といった記述を最初の段落で行います。

その次の段落で「憲法は政治権力が濫用されることのないように抑制するしくみを定めて、国民の権利と自由を保障」という説明はあるものの、ここでは立憲主義という言葉を使っていません。

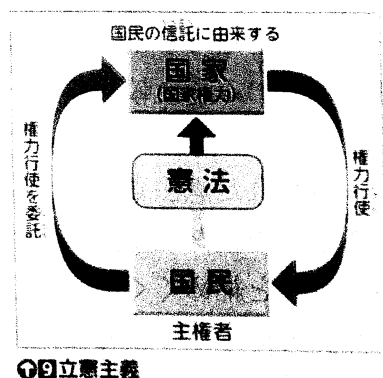
さらにその後の段落で「憲法にのっとして国を運営していくことを立憲主義といいます」と立憲主義を権力の濫用防止という言葉なしで定義します。立憲主義の要素として「国民の権利保障」、「権力の分立」、「憲法の最高法規性」、「違憲立法審査権」を挙げてはいますが、権力の濫用防止という目的をこの段落では説明していません。

このように、育鵬社版教科書は「立憲主義」という言葉と「権力の濫用防止」について切り離して説明しており、両者を関連させて理解することが困難になっています。

むしろ、『憲法』という法律にのっとして国を運営すれば立憲主義である」かのような誤解を敢えて生もうとしているのではないか、大日本帝国憲法下の政治も問題なく立憲主義と評価することにつなげようとしているのではないかとすら思われます。

エ 問題のある図

育鵬社版の41頁には次のような立憲主義の説明図が挿入されています。



ここでは、憲法から国家に向けた矢印に、何の説明も付していません。この図が立憲主義を説明するものであるのなら、この矢印には「権力濫用を防止」との説明を付さなければならないはずです。

その一方で、国家と国民の間にも矢印があり、この矢印には国家（国家権力）が主権者である国民の信託に由来し、国民の信託を受けた国家が国民に権力を行使する旨の説明が付されて

います。しかし、これは立憲主義の説明とは異なり、むしろ社会契約論や民主主義の説明といえます。

育鵬社版の説明図は、立憲主義の理解に資するものではなく、むしろ立憲主義の理解を妨げるものとなっています。

(2) 憲法改正への露骨な誘導

ア 異常に手厚い取り扱い

憲法改正について、育鵬社版と自由社版以外の教科書は「国民主権」や「憲法の保障」に関する単元で、1頁の半分程度の分量で記述しています。

これに対し、育鵬社版は、「平和主義と防衛」と題する単元で日本の防衛の課題として北朝鮮や中国の脅威を強調した直後に、「憲法改正のしくみ」という独立した単元を設け、2頁全部を使って記述しています。さらに、「憲法のこれから」と題した別の2頁では、生徒向けの課題の中で、「憲法改正の課題」が重要な課題であることをことさらに強調しています。

他社の教科書と比べて、異常な程に手厚い取り扱いです。

イ 不適切な内容

育鵬社版の憲法改正に関する記述内容は、憲法改正が必要だという方向へ誘導しようとするあまり、その分量の多さに反して不適切なものとなっています。

まず、側注に「各国の憲法改正回数」という一覧表を掲載した上で、「各国では必要に応じて比較的頻繁に憲法の改正を行っています。」（育鵬社版54頁）と記述し、改正したことがない日本が異例であるかのように見せています。しかし、このように単純に改正回数を比較することには意味がありません。ある国では法律で定めていることを別の国では憲法で定めていることがありますし、改正手続の厳格さも各国でバラバラだからです。さらに、一覧表では韓国の改正回数が「9回」となっていますが、いずれも現行の第6共和国（1987年）憲法が制定される以前のものであり、韓国の現行憲法は一度も改正されていませんので、学術的にも不正確な記載です。

また、別の側注には「主な国（二院制）の憲法改正要件の比較」という一覧表を掲載し、「日本の憲法改正手続きは各国の中でも厳しいとされています。」（55頁）と記述し、ここでも日本が異例であるかのように誘導しています。しかし、一覧表にあるドイツやフランスは、憲法改正の限界を定める条項があり、改正内容が制限されています。単純に各国憲法の改正要件のみを比較することは一面的であり、妥当ではありません。

さらに、単元の終わりを「今後は、各院に設置された憲法審査会で、国会に提出された憲法改正原案の審査が行われ、国会の議決を経た上で、国民投票による改正の是非が諮られることになります。」（53頁）と締めくくっており、まるで国会に憲法改正原案が提出されることが既定路線であるかのように記述しています。実際には、国会に憲法改正原案が提出される具体的な見込みはなく、世論調査を見ても国民の多数が積極的に憲法改正を望んでいる状況だとは言えませんので、この記述では生徒が誤った理解をする可能性があります。

ウ 憲法改正について本来取り扱うべき内容

憲法の基本原則との関係に照らせば、憲法改正について教科書で本来取り扱うべき内容は、なぜ法律改正よりも厳格な手続きが要求されているのかという点です。

この点について他社の教科書では、例えば、「憲法が国の権力を制限し、国民の人権を保障する役割を持つ重要な法であるため、国民主権の考え方をより強く反映させるべきだと考えられているからです。」（東京書籍45頁）、「国の基本法であり国民の権利を保障する憲法が簡単に変更されてしまうと、国は不安定になり、国民も危険にさらされることになります。」（教育出版47頁）、「基本的人権など、民主政治において大切にすべき原則にかかわる国の最高法規の改正には、慎重な判断が必要だからです。」（日本文教出版47頁）などと記述し人権保障を確保するためであることを明確にしています。

一方、育鵬社版はこの点について「憲法を最高法規として安定させるために」（55頁）としか説明していません。これでは生徒が、憲法改正の手続きが厳格な理由を正確に理解することはできません。

育鵬社版教科書は、憲法改正への誘導を優先するあまり、生徒の理解を歪めるものになってしまっています。

（3）小括

以上のように、育鵬社版教科書は、立憲主義についても憲法改正についても正確な理解を得られるものではなく、学習指導要領に照らし合わせても不適切な教科書ですから、採択すべきではありません。

5 国民軽視の「国民主権」（育鵬社44、45頁）

（1）日本国憲法における「国民主権」

大日本帝国憲法は、「天皇大権」と呼ばれるほどの広範かつ強大な権限を天皇に与える一方、国民は「臣民」として実質的にはその権限行使の対象に過ぎなかったことから、国家権力に対して、国民による民主的なコントロールが十分に及びませんでした。そのような戦前の国家体制が戦争への道を突き進んだ原因の一つとの反省から、日本国憲法は、その前文で「主権が国民に存することを宣言」し、国民主権を基本的人権の尊重や平和主義と並ぶ憲法の三大原則の一つとしました。さらに、「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」（第1条）と規定して、重ねて主権が国民にあることを明らかにするとともに、天皇は主権者である国民の総意に基づいてのみ存在することとなりました。

ここでいう国民主権とは、単に国家権力がその正当性の根拠を国民に求めなければならないということだけではなく、国民一人ひとりが主権の具体的な行使者として政治に参加する権限を有することも含まれています。

(2) 象徴天皇制を正しく理解できない

ほとんどの教科書は、前記のような国民主権の理解のもと、タイトルを「日本国憲法における国民主権」（帝国書院）、「国民の意思による政治」（教育出版）など、国民主権を前面に押し出したタイトルとし、「象徴天皇制」はそのなかの一項目として扱っているにすぎません。

しかし、育鵬社版では、国民主権に関する記述のタイトルが「国民主権と天皇」とされており、国民主権と天皇が並べて記述されています。しかも、内容をみると、天皇制に関する記述の方が圧倒的に多く、写真も3枚にわたって掲載されています。また、育鵬社版は、「天皇は直接政治にかかわらず、中立・公平・無私な立場であることで日本国を代表、古くから続く日本の伝統的な姿を体現したり、国民の統合を強めたりする存在となっており、現代の立憲君主制のモデルの一つとなっています。」と記述して、ことさら天皇制の役割を強調しています。

また、「理解を深めよう」と題されたコラムも「日本の歴史・文化と天皇」というタイトルで天皇制についてのみ記載されています。そこでも、「皇室は、日本の成り立ちや、その後の歴史に深くかかわってきました。とくに天皇は、国の繁栄や国民の幸福を祈る国民の祭り主として、古くから国民の敬愛を集めてきました。」「日本の歴史には、天皇を精神的な中心として国民が一致団結して、国家的な危機を乗り越えた時期が何度もありました。明治維新や、第二次世界大戦で焦土と化した状態からの復興は、その代表例です。」など、天皇が国の中心的存在であるかのような記述がなされています。

このように、育鵬社版は、国民主権よりも天皇を重視した記述となっており、また、大日本帝国憲法以前の広範な権限を有していた天皇と日本国憲法のもとの象徴としての天皇とを区別せずに連続性のあるもののようにつまみ、その役割を強調しています。これでは、日本国憲法下での象徴天皇制を正確に理解すること

はできません。

他社の教科書では、いずれも天皇制よりも国民主権に関する記述量が多く、天皇制についてはわずかししか触れられていないものがほとんどであり、その内容は「象徴天皇制」について客観的かつ正確に記載されています。例えば帝国書院では、「憲法第1条は、天皇は『日本国の象徴であり日本国民統合の象徴』だと定めます（象徴天皇制）。これは、象徴という特別な役割を天皇が果たすことを宣言する規定というよりも、主権が国民に移った結果、天皇は象徴の地位を持つだけになったことを宣言する規定です。」（39頁）と記載されています。

（3）「国民としての自覚」を押しつける

また、育鵬社版教科書は、国民主権の説明に入る前に、「国民としての自覚」という項目を設けています。

ここでは、福沢諭吉の「学問のすすめ」の一節（「一身独立して一国独立す」）を引用し、「独立した個人こそが国を支えるもとであり、こうした人間が多くなれば、国は栄えていくと説きました。」として、個人よりも国家の繁栄の上においでいます。また、「憲法で保障された権利を行使するためには、他人や社会への配慮が大切であり、権利や自由には必ず義務と責任がともなうとの認識も必要です。」と記述し、ことさら義務と責任を強調しています。

育鵬社版は、学習課題として「私たちは主権者としてどのような自覚を持ち、権利を行使すればいいのでしょうか」と問いかけていますが、このような問いかけに対応する形で「国民としての自覚」の記述が入ることで、個人の幸福追求よりも国家や社会全体のために主権を行使すべきという「自覚」を押しつける内容となっています。

（4）国民の具体的な権力行使を軽視

育鵬社版教科書では、国民主権における「国民」について、「私たち一人ひとりのことではなく、国民全体をさすもの」と説明しています。

しかし、前述のように、国民主権とは、単に国家権力を抽象的に権威づけるのみならず、国民自身が具体的に主権の行使者であることも意味しています。参政権などはその現れであり、日本国憲法では、公務員の選定・罷免権（第15条）や選挙権（第15条、第93条）、表現・結社の自由（第21条）などを国民の権利として規定し、憲法改正の国民投票（第96条）や特定の地方公共団体に適用される地方特別法の住民投票（第95条）など、国民が直接国家の意思形成に関与する権利も規定しています。

育鵬社版教科書のような、国民一人ひとりが主権者として政治に参加することが妨げられるような記述は、日本国憲法の国民主権の説明として、誤っています。

（5）育鵬社版教科書では主権者を育てることはできない

以上述べてきたとおり、育鵬社版教科書では、「国民主権」の単元で記述の多くを天皇制に割いているため、国民主権に関してはそもそも記述量が不十分です。

また、国家や社会全体のために主権を行使することが強調されており、書かれている内容も不正確です。

したがって、育鵬社版教科書で学んだ子どもたちは、日本国憲法における「国民主権」を正確に理解できず、主権者としての自覚を育てることができないため、将来、主権者として適切にその権限を行使することができないおそれがあります。

6 基本的人権より義務を強調

(1) 基本的人権の学習は公民教育の原点

基本的人権は、人類の長年にわたる自由獲得の苦闘の中で歴史的に形成された、人が生まれながらにして有する侵すことのできない権利です。基本的人権の豊かな内容とその獲得の歴史を学ぶことで、一人ひとりがかけがえのない大切な存在であることを実感し、憲法上保障された基本的人権を守っていくためには「国民の不断の努力」（憲法12条）が必要であることを知り、民主主義を担うという自覚を持つ契機となります。基本的人権の学習は、公民教育の原点です。

(2) 育鵬社版教科書の基本的人権の記載の問題点

ア 基本的人権に対する説明が不十分

育鵬社版は、「すべての人々に生命と自由を確保し、幸福を追求し人間らしく生きるための権利を人権といいます」（49頁）、「人権保障の基本は、各人をかけがえのない存在として大切にすること（個人の尊重）」（48頁）と記載してはいますが、なぜ人権を保障する必要があるかについては、ほとんど触れていません。

他方、例えば、日本文教出版では、「基本的人権（または人権）とは、人はみな生まれながらに等しく自由で、他人にゆずりわたしたり、侵されたりすることのない生まれながらの権利をもっているという考え方です。この考え方は、個人の尊重の原理に基づいており」と記載するなど（48頁）、人権の根拠が人間の尊厳であることや、人権の固有性、不可侵性、普遍性といった要素をすべて網羅した説明になっています。

このように、育鵬社版教科書の基本的人権の説明は不十分であり、基本的人権の重要性が十分に伝わらない内容になっています。

イ 権利よりも「公共の福祉」「義務」の強調

育鵬社版教科書は、「現代社会で増加するいろいろな問題（トラブル）の背景には、責任や義務を忘れ、権利だけを主張する風潮があるからだといわれています」（33頁）、「憲法で保障された権利を行使するには、他人や社会への配慮が大切であり、権利や自由には必ず義務と責任がともなうとの認識も必要です」（44頁）と繰り返し執拗に義務を強調しています。

また、育鵬社版は、基本的人権の尊重という項目に、「基本的人権の保障」と並べて「公共の福祉による制限」「国民の義務」を記載しています（48頁）。このような記載の仕方により、基本的人権の大切さが希薄になり、「公共の福祉」によ

る人権の制限や「義務」が強調されることになります。

育鵬社版は、公共の福祉による制限の説明として、「人が社会で生きている以上、みんなの人権を最大限保障しようとするとは必ずどこかで衝突します」「ルールを設けてみんなの人権を少しだけ制限して妥協してもらうしかありません。その制約の原理のことを「公共の福祉」といいます」と記述し、その上、国際人権規約（B規約）12条3項の「但し書き」を欄外に示しながら、「国際人権規約でも、人権を制約する規定が設けられています」（49頁）と記述し、過度に権利の制限を強調しています。

他方、たとえば、日本文教出版の教科書では、人権思想のあゆみや各人権規定を22頁（48～69頁）に渡って説明した上で、公共の福祉を説明し、最後に「しかし、国家権力が「公共の福祉」の名をかりて、大切な人権を簡単に制限しないように注意する必要があります。どのような人権が、何のために、どの程度制限されるか、それぞれの場合ごとに検討することが大切です」と記載し（71頁）、人権の制限が例外的であることを説明しています。

他社の教科書が、基本的人権の項目の冒頭では、それが個人の尊重（憲法13条）から派生する大切な権利であることを強調し、「公共の福祉」や「国民の義務」については、人権規定についての個別の詳細な説明の最後に、しかも、法律や行政施策の中での人権と人権の衝突の調和の問題として記載されていることと比較すれば、育鵬社版が、基本的人権を軽視した上、「公共の福祉」の内容について誤った認識を持たせるものであることは明白です。他社の教科書には、公共の福祉に名を借りて簡単に人権が制限されることのないよう注意喚起する記載がありますが、育鵬社版の教科書にはそのような記載也没有ありません。

さらに、育鵬社版は、国民の義務の項の最後に「憲法の理念に沿って国民生活を営むためには、この三つの義務に加え、すべての国民が憲法を尊重し、等しく憲法に保障された権利と自由を享受できるよう心がけなければなりません」と、あたかも国民に憲法尊重擁護義務を課すかのような記載をしています（49頁）。

ウ 憲法と法律の違いをきちんと説明しない

育鵬社版は、憲法が他の法律と異なり、憲法上保障されている人権が国家からの自由が基本にあることを明確に説明していません。

また、育鵬社版は、「国や地方公共団体には、秩序を守るために強い強制力があります」とし、そのための法は、「憲法を頂点として」存在するとされ、憲法の対公権力という側面を法一般の中でえがくことで相対化しています（40頁）。また、憲法とは何かの説明として「国の理想や基本的なしくみ、政府と国民との関係などを定めたものです。現代の多くの国の憲法には、歴史・伝統や、国民が長年にわたり培ってきた考え方や価値観が盛り込まれています。各国は独自の「価値」を憲法に記述することにより、国民に自覚と誇りをもたせています」と記述し（41頁）、憲法が人権保障を目的とするものであり、そのために政治権力の濫用を抑

制するという本質についての記述は劣後しています。

エ 日本における立憲主義・人権保障の歴史の認識を誤らせる

育鵬社版は、日本における人権を説明するにあたって、「古くから大御宝と称された民を大切にすの伝統」(47頁)を持ちだし、日本における立憲主義ないし人権保障の歴史があたかも古代から継続しているかのような錯覚を起こさせます。また、大日本帝国憲法について、「内外ともに高く評価され」た(42頁)と肯定的側面のみを強調し、法律の留保についても「大日本帝国憲法では国民には法律の範囲内で権利と自由が保障され、その制限には議会の制定する法律を必要とする」とされました(法律の留保)」と説明して(47頁)、実際には大日本帝国憲法下で法律の留保により言論弾圧など様々な権利侵害が行われたことや軍部の暴走を招いたことは一切記載していません。

他社の教科書は、立憲主義ないし基本的人権の項目で、「大御宝(おおみたから、「天皇の民」の意味)」などという文言を記載していませんし、大日本帝国憲法下で、言論の弾圧や軍部の暴走を招いた歴史を説明しています。

このように、育鵬社版は、日本の立憲主義・人権保障の歴史について、一般的な見解とは異なる認識を持たせるものです。

オ 子どもたちの権利の制限を強調

東京書籍の教科書では、個別に「子どもの人権」という項目を設け、「子どもは成長の過程にあるため、親の保護の下で生活し、結婚できないなどといった大人とは異なる特別な制限を受けます。」とするものの、「子どもも一人の人間であり、個人として尊重されながら、成長する権利を持っています」として、1994年に我が国も批准した「子ども(児童)の権利条約」についても記述し、更に、2022年の「子ども基本法」の制定についても触れています(49頁)。

育鵬社版は、「憲法はすべての国民に基本的人権を保障しており、子どもも例外ではありません」としながらも、「飲酒・喫煙の禁止など、さまざまな権利や自由についても制限が加えられています」として、権利の制限を強調します(59頁)。

他方で、コラムで少年法を取り上げ、少年法の理念を述べた上で、「しかし、この未成年者に対する寛容な姿勢が、少年犯罪などを助長しているという指摘があります。少年犯罪などの低年齢化や凶悪化も問題となっており、2000(平成12)年に少年法の一部が改正され、刑事罰を科す年齢が満16歳以上から満14歳以上へと改められました」等と記述しています(59頁)。2000年の少年法改正は、子どもたちの抱えた問題性より、非行の結果の重大性に着目して重罰化・必罰化するものであり、国連の子どもの権利委員会から、条約と国際準則が求める内容に逆行するとの勧告を受けています。このように、育鵬社版は、子どもの権利についても過度に制限を強調するものとなっています。

(3) 小括

育鵬社版の基本的人権の記載は、日本における立憲主義が聖徳太子の頃から存

在していたかのような誤解を与え、日本国憲法で保障されている基本的人権は、相対的なものであり、「公共の福祉」により制限されるのが原則であるかのようなおよそ憲法学の基本的な考え方とはかけ離れた認識を持たせます。他方で、義務については執拗に強調します。このような教科書で学んだ子どもたちは、一人ひとりが基本的人権を持つかけがえのない存在であることも、基本的人権の担い手が自分自身であることも理解しないであろうし、基本的人権について、歴史的背景や内容について、憲法学の常識とは異なる認識を持つことになります。

7 家族・ジェンダー

(1) 地理・歴史・公民

育鵬社版の冒頭「なぜ公民を学ぶのか」にある「地理・歴史・公民の概念図」(③頁)には、地理の横軸に「家庭」、公民の斜めの軸に「家族」、そして歴史の縦軸には「子孫」「祖先」という区切りが書かれています。

公民の教科書の最初にページには、「地理では、私、家庭、郷土、日本、世界という「空間的ひろがり」(=横軸)から、日本と世界の現在を学びました。」と記載されていますが、地理の中になぜか空間的ひろがりを持たない観念的な「家庭」が入っています。

また、「公民は・・・(中略)・・・家族、地域社会、国家、国際社会を学んでいく科目」との記載があり、家族が地域社会の基礎単位として記載されています。

この価値観は、戦前の家制度を彷彿とさせるものがあります。1942年に文部省が発行した「戦時家庭教育指導要綱」は、日本国民を天皇を本家とする一つの家族としてとらえて、天皇や国に奉仕することを求めています。この轍を踏まないために個人の尊厳の尊重が日本国憲法の根本原理になったはずなのに、育鵬社の教科書は、戦前回帰をしていると言わざるを得ません。

「個」が尊重されるべき憲法を学ぶ公民において、家制度につながる価値観を連綿と守り続ける歴史、個ではなく家庭を軸とする地理、家族を一つの指標とする公民が、教科書の冒頭に記されているのは看過できません。

(2) 家族の役割の過度な強調

育鵬社版は「家族の一員としての私たち」という章立てをして、家族の役割、家族に関する法律、家族形態の変化、家族の価値、と何項目も費やして、家族がいかに大切な社会の基本的単位であるかを述べています(26頁)。そこには、「私たちは、まず家族の中で育てられ、人格をはぐくみ、慣習や文化を受け継ぎ、社会で生きるためのルールやマナーを身につけます。やがて新しい家族をつくり、子育てをします。年老いた親を支え、介護することも大切な役割です。」と記載されていますが、これは介護も育児も自己負担で行わせることを前提としており、その結果として、これを担うことの多い女性が家族の犠牲になることを当然のこととしていると言わざるを得ません。

また、「やがて新しい家族をつくる」かつくらないかの自由もなく、当然に「子育てをします」と子どもを持たない選択を認めない記述になっています。特定のライフスタイルを子どもたちに押し付けるものです。この記述では家族のいない子どもは置き去りになってしまいます。

加えて、家族の大切さを一方的に強調することは、虐待を受けている子どもの逃げ場を失わせ、追い詰めてしまう恐れもあります。

生き方の多様性を認めない育鵬社の教科書は、子どもたちに特定の価値観を強制するものであり、教科書として不適切です。

(3) 男女共同参画

育鵬社版は、「男女共同参画社会とは、男女の違いを認めた上で、互いに尊重し、助け合う社会をいいます。」としています(59頁)。しかし、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことをいいます。(男女共同参画社会基本法第2条)「男女の違いを認めた上で」などという留保はついていません。

男女共同参画の単位でありながら、「男女の違い」として「男は男、女は女」という型に当てはめた違いを押し付けるものです。

他社の教科書は、例えば、「家庭、地域、政治など、社会のあらゆる場面で男女が責任をもって対等に役割を担う」(教育出版52、53頁)とあります。また別の教科書では、「男性も女性も対等な立場で活躍できる社会を創ること」(東京書籍52頁)となっています。共通するのは、男女が対等に個人として尊重されるジェンダー平等の視点であり、育鵬社版のように男女の違いを前提とするジェンダー平等の視点がない記載は極めて特異です。

育鵬社の公民教科書は、男女共同参画についての記載は明らかに不適切で、男女差別を助長するものと言わざるを得ません。

(4) 少子高齢社会

少子高齢社会は、全ての教科書で現代の私たちの社会が直面する課題として、教科書の冒頭で取り上げられています。多くの教科書は、子育てに経済的負担がかかることや仕事との両立が困難な社会制度の改革の必要性を指摘しています。

ところが育鵬社版だけが、「個人の多様な生き方が可能になり、また尊重されるようになったこと」を少子化の原因の一つとして捉えています(18頁)。その上で、少子高齢化社会を乗り越える対策として、社会制度の改革だけでなく、「結婚・出産・子育てに対する意識改革も重要」と記載し(19頁)、個人の多様な生き方の見直しが必要かのような記載をしています。

(5) 性の多様性

日本において LGBTQ+ の人は 1 割程度いるとの調査もあります。学校の生徒の中にも一定人数の LGBTQ+ 当事者がいることが想定され、人権確保や差別やいじめの防止の点から、性の多様性に関する学習は不可欠となっています。2023 年 6 月に施行された性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律においても、学校での心身の発達に応じた教育及び学習の振興が求められています（第 10 条）。

育鵬社版と自由社版以外の全ての教科書で、LGBT や LGBTQ+、SOGI 等の概念を説明して性の多様性を尊重することの大切さを記載しています。例えば、東京書籍版は「性は個人の生き方そのものに関わる問題であり、性の意識の違いによって差別することは許されません」として、渋谷区などのパートナーシップ証明書の取り組みを紹介しています（52、53 頁）。教育出版版では、『LGBT』と自分らしさ」として 1 頁を使いこの問題を取り上げ、「誰もが自分らしく生きるためには何が必要か、考えてみよう」と生徒に問いかけています（54 頁）。

育鵬社版は、一言、「性的指向や性自認に関する不当な差別」が克服しなければならない課題だと書かれているだけで、LGBT や SOGI という概念はおろか、性の多様性という言葉も言及されていません（61 頁）。記載された「性的指向」や「性自認」という言葉の説明もないため、生徒たちが理解することは困難です。

8 外国人の人権保障に消極的

(1) 外国人の人権保障や差別は重要な課題

今、日本では多くの外国籍の人が生活しています。2023 年 5 月末の政府の発表では、中長期在留者と特別永住者を合わせた在留外国人は 340 万人を超えています。

人権は生まれながらに有する権利である以上、外国人にも人権が保障されるのは当然です。しかしながら、外国人の人権をめぐるっては、権利保障が十分ではなかったり、劣悪な労働環境に置かれたり、ヘイトスピーチに代表されるような差別や偏見にさらされたりという深刻な問題が生じています。地域社会で外国人の存在が当たり前となり、学校にも多くの外国籍の生徒が通学している現状において、このような問題をきちんと認識しどう改善していくのか考えることは公民教育の重要なテーマです。

(2) 育鵬社版の記載は外国人の人権保障に消極的

多くの公民教科書は外国人の差別の問題や人権保障の不十分さを指摘し、改善の方向を生徒に考えさせる記載となっています。ところが、育鵬社版は、「外国人差別」の単元で「外国人にも人権は保障されますが、権利の性質上、参政権のように日本国民のみにあたえられた権利は、外国人には保障されません。・・・ただし、外国出身であっても日本国籍を取得すれば、日本国民として選挙権をはじめすべての権利が保障されます」（61 頁）と記載されています。また、社会権の単

元では、外国人の社会保障について「国民が国に福祉的給付を求める権利であるため、外国人にただちに保障されるものではありません」とわざわざ記載しています。外国人が、税金や社会保険料を納付していることには触れていません（65頁）。これでは、外国人に人権保障がなされない点があったとしても、仕方がないとか、日本国籍を取得すれば問題ないなどと生徒が捉えてしまうおそれがあります。外国籍の生徒に対し、「お前には保障されていない人権がある」、「なんで日本国籍を取らないのか」などと心無い発言をする生徒も生じかねません。

なお、上記のとおり、育鵬社版は参政権が外国人にすべて保障されないと記述し、参政権に請願権も含めています（66頁）。しかし、外国人にも請願権は当然に保障されるので、外国人に参政権が全て保障されないとの記述は誤りです。

（3）他の教科書との比較

他の教科書では、外国人の人権保障について以下のように記述しています。「憲法による人権の保障は、特に、外国人や障がいのある人など、社会の中で弱い立場に置かれる可能性がある人々にとって、より大切です。弱い立場の人々が、差別や不利益の解決を国や社会に対して求める場合に、憲法の規定が主張の支えになるからです」（東京書籍49頁）、在日韓国・朝鮮人への差別の撤廃についての単元で、日本の植民地支配にも言及し、「歴史的事情に配慮して、在日韓国・朝鮮人に対する差別を解消し、人権を保障していくことが求められています」（同51頁）。他にも、外国人について「相互に認め合ってくらす社会をつくる必要があります。そのためには、日本語教育や外国人の子どもへの教育を充実させ、また、労働環境の整備、健康保険などの社会保障の仕組みを改善するなどの環境づくりが不可欠です」（日本文教出版55頁）との記載や、外国人に対する差別として、ヘイトスピーチや日本で働く外国人の権利保障の不十分さが問題との記載をしています（帝国書院50、51頁）

外国人の参政権についても、育鵬社以外の教科書は、単にそれが保障されるか否かにとどまらず、ともに地域で生活する外国人の声をいかに反映させるか積極的に考えさせる内容となっています。例えば、「現在、外国人には、地方参政権が認められていませんが、各地方公共団体が、外国人の声をどうくみ取っていくのかは重要な課題です」（帝国書院51頁）、外国人の意見を政治に反映させる仕組みとして川崎市の「外国人代表者会議」の取り組みを取り上げた教科書もあります（教育出版123頁）。

このように、外国人の人権保障の不十分さ差別の問題を具体的に検討し考察することこそ、多文化共生社会、すなわち「見方や考え方、価値観の異なる人々が、たがいの文化の違いを認め合い、対等な関係を築きながら、社会の中でともに生活すること（多文化共生）」（東京書籍23頁）につながるのではないのでしょうか。

育鵬社版は、国家への帰属意識などを「愛国心」として強調したり（184頁）、「グローバル化の流れの中で、逆にそれぞれの国家の歴史や伝統文化を強く意識

する動きも生まれています。国家としての一体感を守り育てることも大切であり、そのために国民が祖国を意識することが必要となる」と記載しています（185頁）。育鵬社版は、互いの価値観や文化の違いを認め、対等な関係を築こうという立場に立っていないと評価せざるを得ません。

9 メディアリテラシー

(1) メディアリテラシーとは何か

情報技術の進展は、民主主義の在り方を大きく変えつつあるといわれます。インターネットやSNSを利用することで、瞬時に様々な情報を手に入れたり、共有できたりする一方で、フェイクニュースやデマなどの不正確な情報も溢れかえっています。子どもたちが主権者として育ちゆき、平和で民主的な社会を担っていく上で、メディアリテラシーは欠かせないでしょう。

学習指導要領に「主体的・対話的で深い学びの実現」に向けて「情報活用能力の育成を図る」などと記載されていることもあり、各社の教科書がメディアリテラシーを大きく採り上げています。メディアリテラシーについては、各社、概ね以下のように説明しています。

日本文教出版	● 多様な情報を無批判に受け入れるのではなく、何がより客観的であり真実であるかを判断し活用できる能力（メディア・リテラシー）を養っていくことが大切です。（91頁） ● 情報をさまざまな角度から批判的に読み取り、社会のできごとを公正な観点からとらえる『メディアリテラシー』が私たちにとって重要になっています。（93頁）
帝国書院	● 『メディアリテラシー』は、マスメディアの発する情報についての確に判断・活用できる能力という意味で用いられます。（79頁） ● マスメディアの情報をうのみにせず、信頼できる情報は何かを冷静に判断する力（メディアリテラシー）が必要になります。（79頁）
教育出版	● どのメディアを使う場合でも、情報源は信頼性があるかどうかを慎重に判断する必要があります。情報の真偽や意図を見きわめ、適切に選び取る力（メディアリテラシー）を身につけることが大切。（8頁）
東京書籍	● 情報を正しく活用する能力を指す、情報リテラシーのうち、マスメディアの情報を批判的に読み取る力を、特に、メディアリテラシーとよびます。（87頁） ● 私たちには、マスメディアの報道やインターネットの情報をそのまま信じるのではなく、さまざまな角度から批判的に読み取る力であるメディアリテラシーが求められています。（87頁）
自由社	● 何が確かな情報かをみきわめ、そのうえで、自分の意見を形成するメ

	ディア・リテラシーの能力が大切です。（９３頁）
育鵬社	● 国民はマスメディアの情報をうのみにするのではなく、なるべく種類や立場のちがう複数のメディアから情報を得るなどして、情報を正しく判断して利用する能力（メディアリテラシー）を持つことが大切です。（８７頁）

（２）育鵬社版のメディアリテラシーの危うさ

メディアリテラシーに関する各社の記述を読み比べると、育鵬社版にだけ、ある特徴があります。それは、「なるべく種類や立場のちがう複数のメディアから情報を得る」ことを強調する点です。

確かに、種類や立場のちがう複数のメディアから情報を収集した方が、多角的な検討が可能となるかもしれません。しかし、それは前提に過ぎず、本当に大切なのは、その先です。すなわち、他社が、「情報源は信頼性があるかどうかを慎重に判断する」（教育出版）、「さまざまな角度から批判的に読み取る」（東京書籍）、「信頼できる情報は何かを冷静に判断する」（帝国書院）と述べているように、大切なのは、情報の真偽を見抜く力、様々な情報の中から何が真実かを見抜く力であるはずです。この点を疎かにしたまま、いたずらに情報源を増やすだけでは、いわゆる「従軍慰安婦」や南京大虐殺、沖縄集団自決を否定するような言説（歴史修正主義）にからめとられたり、フェイクニュースに踊らされたりするだけでしょう。とりわけ、現代の若者は SNS 等を通じて膨大な情報に接しています。SNS を利用したトラブルも増えています。接した情報を軽い気持ちで拡散してしまい、フェイクニュースを拡散したり、他者を傷つけてしまうこともあり得ます。子どもたちは、接した様々な情報から何が真実かを批判的に見極める力をこそ身に着ける必要があります。

育鵬社版のメディア・リテラシーの記述にある「なるべく種類や立場のちがう複数のメディアから情報を得る」だけではダメです。このような育鵬社版の記述に対しては、「多様な情報を無批判に受け入れるのではなく、何がより客観的であり真実であるかを判断し活用できる能力（メディア・リテラシー）を養っていくことが大切です。」（日本文教出版）との批判が、そのまま当てはまります。

（３）育鵬社版の「新聞読み比べ」では、読み比べになりません

ア 育鵬社版以外の教科書

「各種の統計資料や新聞…の適切な活用を図る」（学習指導要領）、「授業において、新聞や公的機関が発行する資料等を一層活用する」（同解説）とされているためか、全社が「新聞の読み比べ」を大きく展開しています。そして、各社の「新聞読み比べ」を比較すると、ここでもメディアリテラシーの欠如という育鵬社版の特徴が浮かび上がります。

育鵬社以外の教科書は、それぞれ同じ日の新聞記事を読み比べることにより、新聞社によって、同じ日の新聞なのに、採り上げる出来事や、その優先順位に違

いがあったり、同じ出来事でも強調されることに違いがあることを明らかにしています。

例えば、帝国書院版は、2022年7月11日の2紙の記事を比較しています（84頁）。どちらの記事も、前日行われた参議院議員選挙の結果を報じた記事ですが、見出しが全く異なります。産経新聞は「改憲勢力」が改憲案の国会発議に必要な3分の2を超えたことを大きく報じ、改憲を強調していることが分かります。他方で、朝日新聞は、与党が改選議席の過半数を超える議席を獲得したことを大見出しで報じ、2番目の見出しでは野党に言及しています。同じ出来事でも、新聞社の考えや主張により記事の内容が変わっているのがよく分かります。

	産経新聞	朝日新聞
1番大きな見出し	改憲勢力3分の2 大幅超え	自公 改選過半数
2番目に大きな見出し	自民単独改選過半数 「1人区」28勝4敗	1人区 野党4勝28敗 立憲 野党第1党は獲得

また、東京書籍版は、2022年11月3日の朝刊2紙の1面記事を比べています（86頁）。前日に、北朝鮮がミサイルを発射し韓国も対抗してミサイルを発射したという出来事がありました。そこで、B紙はこれをトップ記事に配していますが、A紙は原発に関する国内の記事をトップにして、北朝鮮と韓国のミサイル発射記事を3番目に格下げしているのが対照的です。

	A紙（左側）	B紙（右側）
トップ （1番目）	原発運転 60年超も可能案 規制庁提示 30年以降10年ごと審査	北ミサイル20発以上 1日で最多 北方限界線越えも
2番目	潜水艦発射型も開発検討 防衛省 敵基地攻撃の手段に	空港・港 防衛対応整備へ 予算 特別枠 南西諸島年頭へ
3番目	南北境界 挟み撃ち合い 北朝鮮ミサイルに韓国対抗	秋の叙勲 3999人

このように、同じ日の同じ出来事でも、紙面によって採り上げる順序や報じ方に違いがあることを、中学生は学んでいきます。

イ 育鵬社版の記述

これに対し、育鵬社版は6社の中で唯一、異なる日の異なる出来事に関する2紙の記事を読み比べようとします（87頁）。

	A紙	B紙
日付	2018年4月30日付け	2018年5月3日付け
見出し	自衛隊明記「賛成」55% 9条改憲案 自民手応え	自衛隊明記 賛否割れる 自民改憲案 反対31%、賛成27%
前提	読売新聞社が実施した全国世論調査	毎日新聞が実施した全国世論調査

上表のとおり、育鵬社版は6年以上前の世論調査を報じる新聞記事を取り上げています。そもそも世論調査はその時々で結果が変わりますので、世論調査の新聞記事を取り上げるのであれば最新の新聞記事にすべきではないでしょうか。

さらに問題なのは以下の点です。比較対象とされたA紙とB紙は、別々の日の紙面です。その上、内容も、それぞれが自社で行った憲法に関する世論調査を取り上げた記事です。別々の世論調査ですから、当然、調査結果も異なります。これで、いったい何を中学生に比べさせたいのでしょうか。

育鵬社版は、吹出しの中で「どのようなことが異なるか、探してみましょう」と問いかけます(87頁)。しかし、別個の調査結果である以上、記事の内容が異なるのは当然です。同じ出来事を報じる記事の内容が異なるというならば、中学生にとっても勉強しやすいでしょうけれど、そもそも別個の出来事を扱っている以上、新聞の読み比べ教材としては、不適切というほかありません。

(4) 自社の思惑に基づいて中学生を誘導しようとする危険な育鵬社教科書

ア 自己の思惑に基づいて中学生を誘導する記述

育鵬社版は、「マスメディアが自社の思惑に基づいて一面的な情報を流す世論操作がなされ(ることがある)」と記述し、その例として「自社の新聞報道について記者会見で訂正を発表し、謝罪する朝日新聞社の社長ら」という写真を掲載しています(87頁)。

しかし、育鵬社版が産経新聞と同じフジサンケイグループに所属していることを考慮すると、同紙と競合する朝日新聞社の誤報を殊更に強調するのは、自社グループへの利益誘導といわざるを得ません。それこそ「自社の思惑に基づいて一面的な情報を流す」という印象操作を行っているとの批判を免れないでしょう。

その上、上記写真の説明文には「慰安婦問題の記事を取り消した点についても、『誤った記事を掲載し、訂正が遅きに失したことを読者におわびする』と話しました」との追記がなされています。しかし、育鵬社の教科書を通じて、「従軍慰安婦」の説明をした箇所はほかに一つもありません。これを読んだ中学生は、混乱するに違いありません。文脈上、明らかに必然性のない唐突な記述ですが、育鵬社が親会社の扶桑社ともども「従軍慰安婦」を否定する趣旨の書籍を多数発行していることを想起すれば、合点がいきます。ここでも「自社の思惑に基づいて一面的な情報を流す」ことにより、中学生を自社の主張に誘導しようとしているのです。

イ 新聞記事の恣意的・不適切な利用

このほかにも、新聞記事の恣意的・不適切な利用が目につきます。

例えば、憲法14条及び24条と「男女の平等」について記述した箇所では、「夫婦同姓は合憲とする最高裁判所の判断を伝える新聞記事」が掲載されています(育鵬社59頁)。しかし、夫婦同氏強制や選択的夫婦別姓の問題について解説する記述は存在しません。そのため、読み手である中学生の理解が深まることは

期待できません。単に「夫婦同姓は合憲なんだ」という印象だけを残すことになるでしょう。

憲法改正を記述した箇所では、与党が改選過半数を確保した2022年の参議院議員選挙の新聞各紙が掲載されています(54頁)。一見するとこの新聞記事が憲法改正と何の関係があるのか分かりません。その意味で適切な学習資料とはいえません。但し、掲載された新聞のうち、産経新聞だけが「改憲勢力3分の2大幅超」と記載されています(「改」の字は切れていてきちんと読めません)。育鵬社の関連企業である産経新聞の見出しの主張だけを印象付ける不適切な資料選択だと言わざるを得ません。前述したように、帝国書院版が、この記事、新聞社の主張や考えによって記事の見出しや内容が異なる例として扱っているのも、産経新聞社の独自の主張が色濃く現れた記事であるからに他なりません。

10 福島原発事故を顧みないエネルギー政策・環境問題

(1) 福島原発事故の被害を正確に伝えていない育鵬社版教科書

2011年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故により、広範囲にわたって放射性物質が拡散して甚大な被害が生じ、現在もなお多くの周辺住民の方々が避難生活を強いられています。この未曾有の大惨事に関して育鵬社版以外の各教科書は、被害の実態を写真入りで詳細に記載しており、別頁でコラムとして採り上げている教科書も複数あります。しかしながら育鵬社版では「2011年3月の東日本大震災の際に起きた福島第一原子力発電所の事故は、放射性物質による深刻な被害をもたらしました。」(180頁)と述べるのみで、今なお避難を強いられている方々が多数いることについての言及はありません。

今後のエネルギー政策及び環境問題を考えるにあたり、福島原発事故により生じた甚大な被害については、義務教育課程において正確に伝えられなければならないはずですので、育鵬社版の記載は不十分・不適切であると言わざるを得ません。

(2) 今後のエネルギー政策について

他社版では、福島原発事故を受けて、世界の各国のエネルギー政策に変化が出てきており、オーストリア、イタリア、ベルギー、ドイツ、スイスなどで脱原発が進められ、フランスでは原子力発電への依存度を減らす動きが出ていることが紹介するもの(東京書籍203頁)、あるいは「原発事故をきっかけに、安全で持続可能な再生可能エネルギー(太陽光、風力、波力、地熱、バイオマス、水力)を基盤とした社会を目指す試みが、世界でも広がっています。」としたうえで、原子力発電の負の側面について「核のゴミはどこへ」と題するコラムを掲載するもの(教育出版221頁)があります。

一方で、育鵬社版では、福島第一原発事故を教訓として「放射性廃棄物の処理問題が、環境に負荷の少ない化石燃料技術などのクリーンエネルギーの開発につ

いて国際協力を進め、積極的に取り組んでいかなければなりません。」(育鵬社181頁)としながら、クリーンエネルギー開発の例として最初に「核融合発電」を挙げています(育鵬社181頁)。この「核融合発電」は、現在の原子力発電よりも格段に高い中性子エネルギーが発生することから、この抑制についての技術的課題が指摘されているところです。そしてなにより原子力発電と同様に大量の放射性物質が生じるため、最終的な処分方法に問題を抱えているうえ、事故が生じた場合には、福島原発事故と同様の甚大な被害が生じる危険性もあります。

(3) 小括

このように、育鵬社版は、福島第一原発事故によって生じている甚大な被害について正確に伝えることなく同じ放射性廃棄物を生じる「核融合発電」をクリーンエネルギー開発の例として紹介しています。このような記載は、今後のエネルギー・環境問題を考えるうえで学習すべき内容としてふさわしいものとは言えません。

1.1 その他の問題

以上のような問題の他にも、育鵬社版には見過ごせない問題点がたくさんあります。下記の点も指摘しておきたいと思います。

(1) 「人工知能やロボットにとって代わられる可能性の高い職業」

育鵬社版は「働くことの意義と労働環境の変化」(138頁)の項の冒頭の図で、何を意図してか、「人工知能やロボットにとって代わられる可能性の高い職業」として**一般事務員、受付係、警備員、タクシー運転手、宅配便配達員、レジ係**、「(可能性の)低い職業」として**医師、雑誌編集者、教員、保育士、デザイナー、美容師**と、具体的職業を挙げています。

「**とって代わられる可能性の高い職業**」に現についている保護者のいる生徒や保護者自身に対する配慮はあったのでしょうか。

図を見たとき当該の生徒が何を思うか、保護者と何を話すのか、教室でどのような言葉のやり取りがなされるのか、教員の失言・他生徒の揶揄など差別的な言動につながる可能性はないのか。

これらを検討しなかった(あるいは検討したが問題ないと判断した)という一点において既に育鵬社公民教科書は、採択してはならない教科書というべきです。

育鵬社は今回の公民教科書の「編修の基本方針」の冒頭に「『他人事』が『自分事』になる編集で、生徒の学習意欲が確実に高まる」を掲げており、この図もその表れなのかもしれませんが、短絡的です。

たしかに一般の書物や放送でロボット等に「とって代わられる可能性の高い職業」が扱われることもあるでしょうが、これらは①通常個人や家庭で接する、②見る見ないの自由がある、③信頼性も高いとは限らないという点で、精神的苦痛や差別的言動にはつながりにくいといえます。

これに対し、教科書は①学級集団の中で用いられる、②授業での使用義務がある、③検定を経て信頼性が高いものとして学校で扱われているという点で、精神的苦痛や差別的言動につながりやすく、一般の書物・放送とは同列には置けません（そうした意味で、この図を看過した文部科学省の検定にも問題があります）。

育鵬社版が採択され、「**とって代わられる可能性の高い職業**」と名指しされたことやこれに起因する差別的言動で傷つく生徒・保護者が出てからでは、手遅れです。

(2) 問題のある課題設定（漂流者が2つの王国から歓迎）

育鵬社版は、社会保障制度と財政の項の冒頭（162頁）において、漂流者が2つの王国から歓迎を受けるという想定でどちらの国がよいか考えさせています（高福祉高負担のB国と低福祉低負担のA国の比較ということでしょう。）。

しかしながら、この設例には問題があります。

①A国とB国ではそもそも国民所得に大差があります。

A国 人口100人、50人は年収900万円、50人は年収100万円

したがって、A国の国民所得は $900 \text{ 万円} \times 50 + 100 \text{ 万円} \times 50 = 5 \text{ 億円}$ です

B国 人口100人、全員年収300万円

したがって、B国の国民所得は $300 \text{ 万円} \times 100 = 3 \text{ 億円}$ です

②国民所得に差がある結果、国家の税収には大差がありません。

A国 税率30%

したがって、A国の税収は $5 \text{ 億円} \times 30\% = 1 \text{ 億} 5000 \text{ 万円}$ です

B国 税率60%

したがって、B国の税収は $3 \text{ 億円} \times 60\% = 1 \text{ 億} 8000 \text{ 万円}$ です。

③A国で所得再分配をすればB国の福祉水準を実現できそうです。

B国の税収1億8000万円でB国の国民100人に「高福祉」のサービスができるならば、A国国民のうち年収100万円の50人にB国同様のサービスを行うには単純計算で9000万円あれば足ります。

さらにA国の年収100万円の国民の税抜き収入（100万円の70%）70万円を、B国国民の税抜き収入（300万円の40%）120万円まで補填するには、 $50 \text{ 万円} \times 50 \text{ 人} = 2500 \text{ 万円}$ で足ります。

上記9000万円と2500万円の合計は1億1500万円となり、A国の税収1億5000万円より小さいことになります。

国民へのサービス以外に要する費用や物価の問題があるからここまで単純ではないでしょうが、A国ほどの国民所得があれば、A国の年収100万の国民に、B国同様の生活を保障することは、高税率を前提とせずとも可能と思われます。

④結局、この設例は高福祉高負担と低福祉低負担を比較するのではなく、実は国民所得の高いA国と低いB国を比較させていることになります。

「高収入の人が多いからA国の方がよい」と判断する生徒が、ある意味「正解」

ということになり、課題設定の意図と異なる結果となってしまっています。

高福祉高負担（北欧等の政策）より低福祉低負担（アメリカ等の政策）の方がよいと誘導することになる可能性もあり、教科書としては問題のある設例です。

（３）アイヌ民族

アイヌ民族について、育鵬社版は公民教科書本文では、平等権の項において「アイヌの人々への差別…も克服しなければならない課題」（６１頁）と一言述べるのみです。

同項の発展学習では「アイヌ文化の継承に命をささげた知里幸恵」との記事がありますが、文化の継承の話のみで、先住民族であることにすらふれていません（なお、功績の評価として「命をささげた」と表記することはいかなるものでしょうか。）。

他社は全て「アイヌ施策推進法」を本文において太字としている一方、育鵬社版は本文では同法にふれず、巻末に同法の施行により廃止された「アイヌ文化振興法」の抜粋を掲載するのみです。

他社の教科書が全てふれている、近代以降「開拓」によりアイヌ民族の土地や文化が奪われた事実には全くふれていません。

（４）障害者差別解消法

他社はいずれも２０１６年施行の障害者差別解消法を、「合理的配慮」のキーワードと共に紹介し（東京書籍５３頁、教育出版５３頁、帝国書院５１頁、日本文教出版５５頁）、巻末（東京書籍は２次元コード）に条文（抄）を載せています。

教育出版と日本文教出版はさらに「合理的配慮」や「不当な差別的取扱い」の具体例を挙げており、今後の学習課題として重視されていくであろう点が押さえられています。

これに対し育鵬社版は、障害者差別解消法にも「合理的配慮」にもふれておらず、巻末に条文もありません。

この点のように、育鵬社版には内容や統計資料が古い部分が見受けられます。

（５）多数決原理の問題点

育鵬社版は多数決原理について、次のとおり説明しています（８０頁。太字は原文のまま。）。

「（前略）民主主義で重要なことは、話し合いをとおしてたがいに説得し合うことです。そのため、いろいろな情報や意見を聴き、何が正しいのかをめぐって議論を深めていくことが必要です。

しかし、議論を重ねても、必ずしも全員が同じ意見になるとは限りません。その場合は、多数の考えを全体の意見とみなす必要がでてきます（**多数決の原理**）。その時に少数意見でも採用できるものはとり入れるという柔軟な姿勢が大切です（**少数意見の尊重**）。

また、その時点での価値観だけを絶対視して進められた急激な改革が、時に大

きな破壊と犠牲を生んだことを、私たちは歴史から学びました。多くの先人の思いを尊重しながら改善するという姿勢が、良識ある民主主義の発展には大切です。」

多数決の原理といっても単純ではない（一回目の投票で最大多数票を集めても過半数とは限らない） ことについて、指摘はありません。

一応「その時点での価値観だけを…」と多数決に一定の限界があるかのような記述はなされていますが、そこで多数決と対置されるものは「多くの先人の思い」であり、的外れの感は否めません。

そもそも育鵬社版の「多数の考えを全体の意見とみなす」という多数決原理の説明自体、適切とはいえません。多数決により多数派の意見が採用されるにしても構成員の中には異論がありうることは当然のことであり、構成員全員の考えが多数の考えと一致していることにされてしまうわけではないからです。

他社はいずれも第一回投票で最大多数票を集めても過半数とは限らない例を説明しています。

また、教育出版は「多数決による決定がいつも正しいとは限りません」「多数決によって少数意見の人の権利が否定される危険性には、特に注意する必要があります。『精神活動の自由』をはじめとする基本的人権は、多数決でも否定することができません。多数決によって決めるべきことと、多数決にはなじまないことの区別が大切です。」（87頁）とし、帝国書院、日本文教出版は教育出版同様の記述に加え、多数決で決めてよいことと決めてはならないことについていくつかの設例を挙げて考えさせています（帝国書院42頁、日本文教出版41頁）。

第3章 入試問題の検討－解答に支障が多い育鵬社版公民教科書

中学校教育は高校入試のために存在するわけではありません。

また、教科書に問題があっても、教員の工夫でその影響を防ぐことも可能です。

これらの点は当然の前提としつつも、生徒にとって入試が重い意味を有することからすれば、特別な理由がない限り、入試問題の解答に支障が多い教科書を敢えて選択するべきではないでしょう。

なお、以下、入試問題は注なき限り旺文社「全国高校入試問題正解」から引用し、「他社」とはいわゆる「つくる会」系の育鵬社と自由社を除く社をいいます。

入試問題は前回 2020 年意見書以降のものも補充しています。

第1 憲法学の標準的見解を学べないために、解答に支障がある問題

育鵬社版には、憲法学の標準的とはいえない見解が掲載されています。

そのため、次に挙げるような、憲法の基本的理解を問われる入試問題では、解答に支障が出る場合があります。

入試問題を作る人たちの多くが標準的見解に立つ以上、育鵬社版が（大学入試を含め）入試で不利になることはあったとしても、有利になることはないでしょう

1 大日本帝国憲法と日本国憲法

(1) 天皇主権

2015 徳島 4 (2)

大日本帝国憲法と日本国憲法の内容を比較すると、さまざまな異なる点が見られるが、主権のあり方もその一つである。主権のあり方がどのように異なるのか、書きなさい。

2017 山形 4 問 3

(前略)資料Ⅰ、資料Ⅱは、大日本帝国憲法と日本国憲法にそれぞれ定められた、わが国の主権に関わる条文の一部です。資料Ⅰと資料Ⅱを比較したとき、主権についてどのような違いがみられるか、資料から読み取れることをふまえて書きなさい。

【資料Ⅰ】大日本帝国憲法

○大日本帝国(ていこく)ハ万世(ばんせい)一系の天皇之(これ)ヲ統治ス

○天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬*(そうらん)シ此(こ)ノ憲法ノ条項ニ依(よ)リ之ヲ行フ

注:*総攬は、「一手に掌握する」ということである。

【資料Ⅱ】日本国憲法

○天皇は、日本国の象徴(しょうちょう)であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基(もとづ)く。

2016 静岡 1 (7) a

1947年に日本国憲法が施行された。この憲法によって、主権者がかわった。この憲法の施行前後で、主権者はだれからだれにかわったか。簡単に書きなさい。

2014群馬 7 (1)

大日本帝国憲法		日本国憲法
(A)	主権者	国民
(B)の範囲内で権利を認める。	人権	永久不可侵の基本的人権を保障する。

上の (A) (B) に当てはまる語句を書きなさい。

2018 私立同志社 3 問 1

日本国憲法下で天皇はどのように位置づけられているのか。大日本帝国憲法下での天皇の位置づけと比較して答えよ。

◎育鵬社版では対応困難

他社版は、大日本帝国憲法は民主主義、立憲主義、人権の保障が不十分で、これが日本国憲法で改められたとの一般的見解に立っています。

ところが、育鵬社版は、大日本帝国憲法の立憲主義的要素、民主的要素を強調するとともに天皇の絶対君主性格は薄め、日本国憲法との差異を覆い隠そうとする記述をしています。

たとえば、育鵬社版は「天皇は国の元首であり、国の統治権を総攬する（すべてまとめてもつ）ものであるが、憲法の規定に従って統治権を行使するものと定められました」（42 頁）とは説明しますが、歴史教科書を含め「天皇主権」の言葉は一切用いていません。

また「日本国憲法は天皇の位置づけを、大日本帝国憲法での統治権の総攬者から、日本国および日本国民統合の象徴へと、とらえ直しました」（43 頁）としていますが、「とらえ直し」とはたとえば「地位のみかたを改めただけで地位に変更があったわけではない」との解釈も可能なところです。

さらに象徴天皇制の項で「天皇は直接政治にかかわらず、中立・公平・無私な立場にあることで日本国を代表し、古くから続く日本の伝統的な姿を体現したり、国民の統合を強めたりする存在となっており、現代の立憲君主制のモデルの 1 つとなっています。」（45 頁）としており、あたかも天皇制が一定の内容のまま古くから連綿と続くかのような解釈が可能となっています。

そのため、主権の所在が変わったことに関して問われると、対応困難です。

（2）臣民の権利

2015 私立開成 3 問 1 （1）

次の大日本帝国憲法と日本国憲法に関する文のうち明らかに誤っているものを、下から 1 つ選び、記号で答えなさい。

- ア 大日本帝国憲法では国民の権利は「臣民の権利」として規定されていた。
- イ 日本国憲法では国民の権利は「侵すことのできない永久の権利」として規定されている。
- ウ 大日本帝国憲法では日本国憲法と同様「教育の義務」を規定していた。
- エ 大日本帝国憲法では日本国憲法と同様「裁判を受ける権利」を規定していた。

◎育鵬社版では間違いやすい

「臣民」という言葉は大日本帝国憲法における国民の位置づけを端的に示すものですから、他社の教科書は、いずれも「臣民」の言葉を挙げ、権利が法律で制限できる旨記載しています。

一方、育鵬社版は、巻末資料を除き「臣民」の言葉を一切用いず、「国民には法律の範囲内で権利と自由が保障されました」と記載しています。

これは育鵬社版が、「天皇主権」という言葉を用いないのと同様、大日本帝国憲法と日本国憲法の差異を覆い隠そうとしているためと思われます。

（３）法律の留保

2016 福井 5（４）（類題 2021 私立洛南高 3 問 6）

日本国憲法では、基本的人権は「侵すことのできない永久の権利」である。大日本帝国憲法では、人権をどのように規定していたか。「法律」という言葉を使って説明せよ。

2019 千葉 7（２）正誤肢選択問題

イ 大日本帝国憲法において、「人権は侵すことのできない永久の権利である」と規定され、国民の権利が大幅に拡大された。

2023 国立大阪教育大付属高校（平野） 5 問 1 (2) 正誤肢選択問題

（基本的人権に関し）

イ 経済活動の自由については、貧富の差による不公平な社会を防ぐため、法律の留保（りゅうほ）による制限が認められている。

◎育鵬社版では対応困難

育鵬社版では、単に「民を大切にすることと、基本的人権（すべての人が、人であることにより有する、侵すことのできない権利）との違いがわかりにくくなっています。

2016 福井 5（４）の題意は日本国憲法第 11 条、第 97 条の文言を引用し、人権の不可侵性（国家権力によって侵されないという性質）との対比を求めているわけですから、大日本帝国憲法下では権利が法律で制約可能であった（国家権力によって侵されうるものであった）ことを解答すべきこととなります。旺文社の解答例も「人権は法律によって制限されるとしていた。」としています。

他社教科書は、大日本帝国憲法下では、国民の権利は法律で制限できた旨明記し、あるいは人権を侵害する法律に言及しています。

ところが、育鵬社版はこの点について「大日本帝国憲法では法律の範囲内で権利と自由が保障され、その制限には議会の制定する法律を必要とするとされました（法律の留保）。」（47 頁）と説明していますが、権利が法律で制限可能であったという説明はなされていません。

絶対王政との対比を求める問題ならこうした説明でよいのですが、ここでは人権の不可侵性との対比が明確に求められていますので、この記述どおりに解答したのでは、少なくとも減点は避けられないのではないのでしょうか。

（４）三権分立

2005 東京大学日本史第 4 問（教学社刊「東大の日本史 25 カ年」より引用）

（前略）

大日本帝国憲法と日本国憲法の間には共通点と相違点とがある。たとえば、いずれも国民の権利を保障したが、大日本帝国憲法では法律の定める範囲内という制限を設けたのに対し、日本国憲法にはそのような限定はない。では、三権分立に関しては、どのような共通点と相違点とを指摘できるだろうか。

6行以内で説明しなさい。

◎育鵬社版で学んだ場合は不安

突然東大の入試問題が出てきて恐縮ではありますが、東大の日本史の問題は、重箱の隅をつつくような問題ではなく、歴史の流れを全体としてきちんととらえているかどうか問われているように思います。

上の問題では、大日本帝国憲法下では主権者である天皇に権限が集中し三権分立が不完全であったことが、必要最低限の記述と思われます。

ところが、大日本帝国憲法と日本国憲法の間の相違点をあいまいにする育鵬社版では、そうした全体としての歴史の流れを、少なくとも中学段階で誤って理解してしまう危険があります。

(5) 総合

2023 国立筑波大学附属駒場 4

大日本帝国憲法と日本国憲法の相違点について述べた文として正しいものを、次のアからオまでのの中からすべて選び、その記号を書きなさい。

ア 大日本帝国憲法は天皇が定める形の欽定（きんてい）憲法だが、日本国憲法は日本国民が定める形の民定憲法である。

イ 大日本帝国憲法は政治の心がまえを示したもので立憲主義の憲法とはいえないが、日本国憲法は全国民が守るべき社会生活の決まりを示した立憲主義の憲法である。

ウ 大日本帝国憲法では陸海空軍の統帥権が天皇にあるとされたが、日本国憲法は自衛のための戦力である自衛隊を除いて軍隊は持たないと規定している。

エ 議会・国会について、大日本帝国憲法では天皇の協賛機関とされたが、日本国憲法は国権の最高機関としている。

オ 教育を受ける権利について、大日本帝国憲法では法律の範囲内で保障される臣民の権利とされたが、日本国憲法では基本的人権の一つとされた。

◎育鵬社版では対応困難

育鵬社は今回の版より大日本帝国憲法と日本国憲法の対比表（42 頁）を載せるようになりましたが、それでも大日本帝国憲法の問題点には極力ふれまいとする姿勢がみて取れます。

主権について天皇主権とは記さずに「規定なし」としていることは上記（1）でふれましたが、他社が全て対比表で取り上げている「欽定憲法」「民定憲法」の言葉はなく、本問アの選択肢の判断ができないことになり、この時点で本問は誤答となる可能性が出てきます。

なお、上記第2章第2の4にみたとおり、育鵬社版の立憲主義の説明はわかりにくく、本問イの選択肢の判断にも苦慮することでしょう。

本問ウ～オの選択肢については、育鵬社版で学ぶことで判断に支障が生ずるわけではありませんが、本問オの「法律の範囲内で保障される臣民の権利」との言葉にはとまどうかもしれません。

2 立憲主義

2023 北海道 4 問 1

(国家の統治のしくみ) に関して、1 班の生徒たちが集めた資料 2 では、国民の権利を守るためのしくみを、ライオンや檻 (おり) のたとえを使って表しています。下線部①、②が表しているものとして最も適当なものを、ア～クからそれぞれ選びなさい。

百獣の王①ライオンなら、強くて頼りになりそうです。私たちが人間らしく生活できるように、ライオンにお願いして、いろいろ取り仕切ってもらいましょう。

(中略)

ライオンは強いうえに、わがままなことがあります。暴れ出したら手がつけられません。歴史を振り返ると、ライオンが私たちに襲いかかることがよくありました。(中略)

ライオンが、私たちに噛 (か) みついたりしないように、ライオンには②檻の中に入れてもらいます。いくらライオンが偉くても、檻から出はいけません。

(椋大樹「檻の中のライオン」より作成)

ア 刑務所 イ 地方自治法 ウ 銀行 エ 宗教 オ 国際法
カ 人工知能 (AI) キ 憲法 ク 政治権力 (国家権力)

2018 北海道 3 問 2

(憲法) に関して、立憲主義とはどのような考え方のことですか。憲法によって制限するものと守るものがわかるように、簡単に書きなさい。

2023 大分 3 (1)①

(前略) 日本国憲法は立憲主義に基づいている。立憲主義とはどのような考え方が、「権力」と「権利」の 2 つの語句を用いて書きなさい。

2014 神奈川 5 (イ) (類題 2022 佐賀 5 2)

(憲法に基づいて政治を行っていくという考え方) に関して、人びとの権利を守るために、憲法がどのような役割を果たしているかを説明した次の [] 中の文の [C] にあてはまる内容を、権力という語句を必ず用いて、15 字以内で書き、文を完成させなさい。

憲法は、人びとの権利を守るために、政治を行う者が [C] という役割を果たしています。

2018 宮崎 3 (1) (類題 2023 三重 5 (2) 2023 広島 3 2 2021 福島 6 (1) 2021 香川 1 (1)c

2018 沖縄 5 問 2 同鹿児島 5 2 2017 和歌山 4 問 2 (1))

(前略) 次の [] に当てはまる語を感じ 2 文字で書きなさい。

政治権力から人権を守り、保障していくために、憲法に基づいて政治権力を制限するという考えが生まれました。これを [] 主義といいます。

2014 国立筑波大学附属駒場 4 の 2

立憲主義の考え方に関連して述べた文として正しいものを、次のア～オまでの中から二つ選び、その記号を書きなさい。

ア 「和を以 (もつ) て貴しと為 (な)」すことを説いた十七条の憲法は、この考え方を体系的に説いたものである。

イ 日本国憲法第 99 条は、日本国民が「この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と定めている。

ウ 日本国憲法の改正は、衆参各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成があっても、国民投票で過半数

の賛成が得られなければ成立しない。

エ 政治権力を分割し、たがいに抑制と均衡をはかることは、この考え方を実現するための手段である。

オ 国会が作った法律が日本国憲法に違反するかどうかは、最終的には国民投票によって判断される。

2023 私立ラ・サール高 3 問 8

(刑法)に関する説明として正しいものを、次のア～エから 1 つ選び、記号で答えよ。

ア 刑法は憲法と同様、国民と国家の関係を規律する公法に分類される。そして、憲法と同様、国家権力が国民の権利を制限するものといえる。

イ 刑法は憲法と同様、国民と国家の関係を規律する公法に分類される。しかし、憲法と異なり、国家権力が国民の権利を制限するものといえる。

ウ 刑法は憲法と異なり、国民と国家の関係を規律する公法に分類される。そして、憲法と同様、国家権力が国民の権利を制限するものといえる。

エ 刑法は憲法と異なり、国民と国家の関係を規律する公法に分類される。しかし、憲法と異なり、国家権力が国民の権利を制限するものといえる。

◎育鵬社版では間違いやすい

2010 年度検定の育鵬社版には、立憲主義の言葉すらありませんでした。

2014 年度検定以降の育鵬社版には、さすがに立憲主義の言葉こそ入りましたが、上記第 2 章第 2 の 4 にみたとおり、その説明は理解しづらいものです。

2023 年北海道の問題は、他社版で学習していれば容易な問題だったでしょうが、育鵬社版のみで学習していた場合、おそらく問題文の意味が分からなかったことでしょう。

2018 年北海道の問題では「憲法によって制限するものと守るものがわかるように」と、2023 年大分の問題では『権力』と『権利』の 2 つの語句を用いて」と指定がありますから、育鵬社版の「憲法にのっとり国を運営すること」という説明を引用したのでは足りません。

2014 年筑波大駒場の問題に即していえば、アの十七条の憲法のような、国家権力の濫用を防ぐため権力を抑制するという視点を欠いたものであっても、立憲主義の現れと判断してしまう可能性があります。また、育鵬社版は国民が義務を遵守すべきことを強調している結果、国民に憲法を遵守する義務がある旨の規定があるものと誤信する可能性があり、イの選択肢を正解と判断してしまう可能性があります。

2023 年ラ・サールの問題は、おおよそ中学では学習しない「公法」の概念が出てきて戸惑うかもしれませんが、ウ、エの選択肢は接続詞の使い方が不自然なので、これらは誤りと判断できます。そうすると、憲法の役割が「国家権力が国民の権利を制限するもの」かどうかを判断できれば、本問では正答に達することができます。

育鵬社版の立憲主義の説明（上記第 2 章第 2 の 4）では、憲法の役割が「国家権力が国民の権利を制限するもの」かどうか判断しにくい上に、「(憲法は) 国民どうしの間の権利侵害に対して、民法・刑法その他の法律の解釈を通じて間接的に規律を与えています。」などという記述もあり（この記述自体は誤りとまではいえませんが、近代的意味での憲法の本来の役割とは距離があり、中学生段階でこのような説明をすることは混乱を招くだけでしょう。）、育鵬社版で学習した場合、本問は間違いやすい

いこととなります。

3 憲法改正

2023 山梨③ 1 (3)② 類題 2022 国立お茶の水女子大附属高 3 問 6 (2)

日本国憲法の改正については、ほかの法律の改正とは異なる、慎重な手続きを定めている。その理由を、「国」、「保障」という語句を使って簡潔に書きなさい。

◎育鵬社版では対応困難

憲法改正について「ほかの法律の改正とは異なる、慎重な手続きを定めている」憲法を硬性憲法といい、日本国憲法はもちろん硬性憲法です（憲法第 96 条）。

硬性憲法である理由は、簡単に答えてしまえば憲法が「国の最高法規」（憲法第 81 条）だからということになるのですが、それでは憲法はなぜ最高法規なのでしょうか。

それは、憲法の「内容が、人間の権利・自由をあらゆる国家権力から不可侵のものとして保障する規範を中心として構成されているから」（芦部信喜「憲法」第 8 版 12 頁）です。

「日本国憲法第十章『最高法規』の冒頭にあつて、基本的人権が永久不可侵であることを宣言する九七条は、硬性憲法の建前（九六条）、およびそこから当然に派生する憲法の形式的最高法規性（九八条）の実質的な根拠を明らかにした規定である」（同頁）として、憲法の実質的・形式的最高法規性を重視する考え方は、現在の憲法学の通説といつてよいでしょう。

上記 2 立憲主義冒頭の問題に即していえば、ライオンが檻を簡単に変えてはいけなく、ましてや檻を壊してはいけなくということになります。

育鵬社版は憲法改正に 2 頁を割きながら（54～55 頁。他社はせいぜい 1 頁程度）、硬性憲法である理由については「憲法を最高法規として安定させるため」「あまり安易にかつ頻繁に改正されれば憲法への信頼感が損なわれてしまいます」と説明するにとどまります。

本問は「国」「保障」という語句を使用することが求められているところ、育鵬社版のみで学習していた場合「国の最高法規だから」とは解答できるでしょうが、「保障」で困ってしまいます。

これに対し他社は「憲法改正にこのように慎重な手続きが採られているのは、憲法が国の権力を制限し、国民の人権を保障する役割をもつ重要な法であるため、国民主権の考え方をより強く反映させるべきだと考えられているからです」（東京書籍 45 頁）、「国の基本法であり国民の権利を保障する憲法が簡単に変更されてしまうと、国は不安定になり、国民も危険にさらされることになります」（教育出版 47 頁）、「基本的人権など、民主政治において大切にすべき原則にかかわる国の最高法規の改正には、慎重な判断が必要だからです」（日本文教出版 47 頁）と改正手続と憲法の実質的・形式的最高法規性を直接関連づけた記述を行い、あるいは憲法改正の記述を「憲法保障」（権力者の憲法違反をやめさせ、憲法を維持すること）の中に位置づけて憲法改正の限界（いわばライオンが檻を壊してはいけないこと）等を説明しており（帝国書院 68 頁）、本問の解答は十分可能です。

4 最高法規

2023 熊本⑤ 2

憲法によって政治権力を制限し、国民の人権を保障するという立憲主義の考え方から、日本国憲法は、

国の（ ）に位置付けられている。このことから、憲法改正には厳しい条件が付けられ、慎重な手続きがとられている。（ ）にあてはまる語を漢字4字で書きなさい。（以下略）

◎育鵬社版では答えにくい

上記2、3にみたとおり、人権保障と立憲主義、憲法の最高法規性と慎重な改正手続は密接な関係があり、他社教科書であればこの密接な関係を容易に理解できますので、本問の文脈で「最高法規」と解答するのは比較的容易です。

一方、育鵬社版にも「最高法規」の文言はあるものの、上記の密接な関係はわかりにくく、他社版で学んだ場合と比較して本問は答えにくいと思われます。

5 被爆国・核軍縮

2016秋田 5

次は、生徒が3年間の社会科学習のまとめとして作成したものである。これを見て、(1)～(7)の間に答えなさい。

○テーマ「日本だからこそできる国際貢献とは何か」
～唯一の あ 国、世界有数の経済大国として～
(中略)
○調べてわかったこと
・日本は、①核軍縮に向けて取り組んできた。
(中略)
○まとめ
・核兵器をなくす日本の取り組みに、これからも関心をもっていきたい。
(中略)
年表 日本のあゆみ

年代	主なできごと
1945	広島、長崎が あ する。
1946	②日本国憲法が公布される。 (以下略)

- (1) あ にあてはまる語を書きなさい。ただし、 あ には同じ語が入る。
(中略)
(3) 年表の下線部②の基本原理のうち、憲法第9条や下線部①と関連するものを書きなさい。
(以下略)

2023私立清風南海高 3 問 4

(前略) 冷戦期及び冷戦後の核兵器および世界の軍拡、軍縮についての動きの説明として適当でないものを、次のア～エのうちから1つ選び、記号で答えなさい。
ア. 冷戦期には、アメリカ・ソ連の間で核兵器開発競争が起こった。現在でも、アメリカ・ロシア2か国の核弾頭数合計は、他の核保有国すべての核弾頭数を合計したものよりも多いと推計されている。

イ. 日本は核兵器による被爆国であると同時に、非核三原則を掲げた国である。その一方で、同盟国であるアメリカの核抑止力に依存する政策、核の傘によって安全保障を維持する政策を採用している。

ウ. 第五福竜丸事件を契機に、第1回原水爆禁止世界大会が広島で開催された。その後、部分的核実験禁止条約・核拡散防止条約・中距離核戦力全廃条約がアメリカ・ソ連の2国間条約として調印された。

エ. 非人道的な兵器であるとして廃止運動の大きかった対人地雷やクラスター爆弾は、対人地雷禁止条約やクラスター爆弾禁止条約といった多国間条約が結ばれて規制が進展した。

◎育鵬社版では答えにくい

育鵬社版に「被爆国」「核軍縮」「軍縮」の言葉は見当たりません。

他社が核兵器禁止条約に至るまでの年表を掲げつつ、核なき世界に向けての積極的要素も消極的要素も取り上げているのに対し、育鵬社版はこうした年表は掲げず、核拡散防止条約（NPT）、包括的核実験禁止条約（CTBT）に消極的評価を加えるのみです。

また、育鵬社版には、クラスター爆弾（禁止条約）もありません。

上記秋田の問題であれば、国語力や常識で正解できてしまうかもしれませんが、公民の授業で扱われなければ答えにくいことには間違いありません。

上記清風南海高の問題も、育鵬社版で学んでも、核兵器不拡散条約が多国間条約であることには気づけるでしょうから、解答は一応できるものの、ア、イ、エの選択肢を自信をもって正しいと判断できないと答えにくいでしょう。

6 公共の福祉

2015 宮城3の3（3）

「日本国憲法は、基本的人権を「侵すことのできない永久の権利」と定めました。しかし、この基本的人権も、公共の福祉によって制限されることがあります。（中略）

ただし、公共とは、社会の一員である私たちがつくり上げていくものであり、公共の福祉の名のもとに、（ ② ）ことがないように注意を払わなければなりません。」

（ ② ）には、公共の福祉について注意すべきことを述べた文が入ります。あてはまる内容を考えて、簡潔に述べなさい。

◎育鵬社版では対応困難

「公共の福祉」を安易に用いると、人権保障は簡単に無意味になります。

第2章第2の6（2）イにみたとおりに、この点についての注意喚起（「公共の福祉」の性質論を含む）が、他社には認められるのに対し、育鵬社版は全く注意喚起を欠いています（49頁）。

人権の不可侵性（憲法第97条）への配慮を欠いた、特殊な立場の教科書といえるでしょう。

第2 重要事項の漏れのために、解答に支障のある問題

公立高校の入試問題として出される事項は、重要事項である場合が多いと考えられます。

したがって、他社では対応に支障がない入試問題について、特定の教科書だけ対応に支障があった

とすれば、当該教科書は重要事項について漏れがあるといえるでしょう。

公立高校入試問題を作成する際には、県内で使用されている全教科書を検討し、有利不利が出ないように注意するといわれたりしますが、必ずしもそうでもないように思います。

問題作成者が「大した支障ではない」「この程度は一般常識」と判断するかもしれないし、よほど気を付けないと見落としもあるかもしれません。

たとえば、2015年採択版公民教科書では育鵬社版にのみクレジットカードのしくみの説明がありませんでした。それにもかかわらず、育鵬社版採択地区が存在する県の2019年入試で、クレジットカードは「前払い」「即時払い」「後払い」のいずれかを選択させる問題が、出題されています。

当然ながら、転校等の事情で育鵬社版採択地区が存在しない県で受験する場合には不利益を受ける可能性は大きくなるでしょう。

以下、全国高校入試問題の中から、公立高校を中心に、自由社を除く今回採択版の公民教科書の中で、育鵬社版公民教科書でのみ対応に支障のある問題を指摘したいと思います。

1 労働基準法の内容

2022大阪3(2)④ (類題2021福島5(1) 関連問題2020富山7(4))

労働者の保護を目的とした法律の一つに、労働基準法がある。次のア～カのうち、労働基準法に定められている内容について述べた文として適しているものはどれか。すべて選び、記号を○で囲みなさい。

ア 労働組合を組織することができる。

イ 労働時間を原則として1日8時間以内とする。

ウ 育児や家族の介護のために休業することができる。

エ 労働協約の締結に関して使用者と交渉する権限をもつ。

オ 労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与える。

カ 労働者が女性であることを理由に、賃金について、男性と差別的取り扱いをしてはならない。

2019北海道1 問5(3)

(類題2023山口④(4)、2020埼玉5問6、2020愛知5(3)④、2019茨城2(2)、2022私立同志社高1問10、2019国立お茶の水大附属7問5、2019私立清風南海3問3、2019私立青雲6問9)

次の文の ～ に当てはまる数字を、それぞれ書きなさい。

労働基準法では、労働時間を週 時間以内、1日 時間以内とすることや、毎週少なくとも 日を休日とすることが定められている。

◎育鵬社版では対応困難

他社では労働時間週40時間 労働時間1日8時間 週1回休日や男女同一賃金原則のすべてが挙げられていますが、育鵬社版では労働時間1日8時間しか挙げられていません(141頁)。

頻出ですし、何より生徒たちが社会に出たときに真っ先に直面する可能性が高いものですから、教科書でも十分に扱うべきものではないでしょうか。

ただし、巻末の資料には育鵬社版を含めて労働基準法の条文(抜粋)はありますが、巻末の条文まで授業で扱うとは限らないと思われます。

2 フェアトレード

2019 群馬 6 (4) (類題 2022 香川 1 (4) c)

フェアトレードとはどのようなことか、「発展途上国」、「価格」という語を用いて、簡潔に書きなさい。

2019 山梨 4 の 1 (4)

文中の a～c の () の中から適切な語句を一つずつ選び、記号で書きなさい。

フェアトレードは、a (ア 先進国 イ 発展途上国) で作られた農産物や製品を
b (ア 適正な イ 安い) 価格で取引し、人々がそれを購入することで、
c (ア 生産者 イ 消費者) の生活を支えようとする取り組みのことである。

2023 国立東京学芸大学附属高校 1 問 6

人権に配慮し、共生を目指す活動について新たな概念を表す用語が登場してきている。次のあ～うの用語の説明の成語の組合せとして適切なものを、後の①～⑧のうちから 1 つ選びなさい。

あ フェアトレード …公正な社会を目指す NPO や NGO などの非経済的活動

い インクルージョン …さまざまな違いや障がいの有無などによって排除されることなく生活できること

う ダイバーシティ …言語や性別、障がいの有無に関わらず誰もが生活しやすいように工夫された都市

◎育鵬社版では対応困難

東京書籍、教育出版、帝国書院、日本文教出版には、フェアトレードの説明があります。

育鵬社版には、フェアトレードの言葉はありません。

上記の他、フェアトレードについては、2020 富山 7 (2)、2020 岐阜 11、2019 秋田 4 (11)、2019 群馬 6 (4)、2019 佐賀 6 の 5、2019 鹿児島 3 III と出題されており、頻出の内容といえますし、そもそも今後の先進国と発展途上国の関係を考える際に必須の内容と思われます。

なお、育鵬社版にはフェアトレードのみならず、インクルージョン、ダイバーシティの語もありますが、帝国書院、東京書籍ではインクルージョン、ダイバーシティの語が、日本文教出版ではインクルージョンの語が用いられ、教育出版はインクルージョン、ダイバーシティの語こそ用いないものの共生社会についての記述が充実しています (178～181 頁)。

3 差別解消への取組

2021 国立筑波大附属高 5 問 4

ハンセン病やその他の人権をめぐる問題について述べた文として適当なものを、次のア～エの中から 1 つ選び、記号で答えなさい。

ア. ハンセン病回復者が訴えた裁判では、国の隔離政策の違法性を認める判決が下されて、国もその責任を認めた。

イ. アイヌの人々の文化の振興と伝統を普及することを目的にしたアイヌ文化振興法で、アイヌ民族は

先住民と規定された。

ウ．部落差別の問題を解決するために、同和対策審議会の答申が出されたが、差別を解消するための法律は制定されていない。

エ．障害者に対する差別を禁止することは法律に定められているが、障害者が社会生活を送りやすくなるよう配慮を求める法律はない。

2021国立筑波大学附属駒場高 図 6 正誤肢選択問題

ウ 日本では、障害のある人に対する差別を禁止する障害者差別解消法が制定されている。

2021国立大阪教育大附属高（平野）

（前略）堀川さんは法の下での平等に関する近年の動きを、下記にまとめた。下記の文章の（ ）の中にあてはまる語句を答えよ。

2007年に国際連合で「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を採択した。

この宣言を受けて、2008年に国会は「（ ）民族を先住民族とすることを求める決議」を採択した。

◎育鵬社版では対応困難

ハンセン病患者への隔離政策について、東京書籍49頁及び日本文教出版61頁は司法判断、国の謝罪、ハンセン病問題基本法に、帝国書院53頁は国の謝罪、ハンセン病問題基本法にふれ、教育出版55頁はこれらの記述こそないものの国の隔離政策の誤りを含め1頁全体にわたる充実した記載を行っています。

これに対し、育鵬社版は、ハンセン病や「らい防止法」廃止には言及するものの、国による隔離政策の誤りには言及していません（他方で皇室がハンセン病患者の救済に力を尽くしてきたことを記述しています。63頁）。

また、上記第2章第2の11（3）にみたとおりに、他社版は全て「アイヌ施策推進法」を本文において太字とし、同法がアイヌの人々を先住民族と明記していることにもふれています。

これに対し、育鵬社版は、「アイヌ施策推進法」にもアイヌの人々が先住民族であることにもふれていません。

さらに、上記第2章第2の11（4）にみたとおりに、他社版は全て「障害者差別解消法」を、「合理的配慮」のキーワードと共に紹介しています（東京書籍53頁、教育出版53頁、帝国書院51頁、日本文教出版55頁）。

これに対し育鵬社版は、障害者差別解消法にも「合理的配慮」にもふれていません。

冒頭の筑波大附属高の問題ウの部落差別の選択肢は育鵬社版でも誤りと判断できますが、本問は「適当なもの」を解答させるものですから、ウの選択肢を誤りと判断しただけでは正答に至ることはできません。ウに加えイ及びエも誤りと判断し、あるいはアを正しいと判断しないと正答に至ることはできないこととなりますので、育鵬社版では本問への対応は困難です。

4 合理的配慮

2023 私立清風南海高 3 問 2

（前略）障がいによって分け隔てをしない共生社会の実現に向けて、日本でも様々なルールが制定され

てきた。2013年の障害者差別解消法では、障がいのある人への不当な差別的取扱いを禁止すると同時に、「合理的配慮」という考え方を導入した。次の事例のうち、「合理的配慮」ではなく不当な差別的取扱いとされる例として最も適切なものを、次のア～エのうちから1つ選び、記号で答えなさい。

ア. 障がいのある人本人に話しかけると対応に苦勞すると判断して、付き添いの人のみに話しかける。

イ. 聴覚に障がいのある人が講演会を聴きに来た場合、手話者の動きが見やすい座席を用意する。

ウ. 車椅子の人が電車に乗り込む際に段差がある場合、携帯スロープを使用して移動を補助する。

エ. 障がいのある人本人に自分の代わりに書いてほしいと依頼されたので、その人の言葉を確認しながら代わりに書く。

◎育鵬社版では答えにくい

他社版では全て障害者差別解消法も「合理的配慮」も記されていますが、育鵬社版ではいずれも記されていません。

本問は単純に「合理的配慮」の言葉を知っていれば解けて知らなければ解けないというものではありませんが、それでも事前に「合理的配慮」とはどのようなものか知っておけば、さらに教育出版と日本文教出版のように「合理的配慮」や「不当な差別的取扱い」の具体例をみておけば、本問は解きやすいものとなったことでしょう。

5 成果主義

2019富山8(2)

雇用や労働に関する説明として適切でないものを次のア～エから1つ選び、記号を書きなさい。

ア 労働基準法、労働組合法、労働関係調整法の三つの法律を労働三法という。

イ 労働組合は、一人では立場の弱い労働者が団結し、賃金・労働時間・職場環境・解雇などについて、会社と交渉するための組織である。

ウ かつて日本の企業では、仕事の成果に応じて賃金を支払う成果主義を採用していたが、近年では年齢とともに賃金が上昇する年功序列型賃金を導入する企業が増えている。

エ 1985年に男女雇用機会均等法が制定され、雇用における性差別が禁止された。

◎育鵬社版では解答しにくい

他社は成果主義ないし成果に応じた賃金についてふれています。

育鵬社版は年俸制の導入についてはふれています(139頁)が、成果主義賃金についてはふれていません。

6 国連の地域別加盟国数

2019徳島5(4)(a) (関連問題2020石川5問4 2019福島3(6))

資料Ⅱは、国際連合の州別の加盟国数の推移を表したものである。資料Ⅱから読み取れることとして適切なものを、ア～エから1つ選びなさい。

資料Ⅱ

年	北・南 アメリカ	ヨーロッパ	アジア	アフリカ	オセアニア	総加盟国 数
1945	22	14	9	4	2	51
1965	24	27	28	37	2	118
1985	35	29	37	51	7	159
2005	35	42	47	53	14	191
2018	35	43	47	54	14	193

(注1) 北・南アメリカは北アメリカ州と南アメリカ州のことである。

(注2) ソ連はヨーロッパ州に含めている。(国連広報センター資料より作成)

ア 総加盟国数は、1945年を基準として、2005年までは20年ごとにそれぞれ2倍以上、3倍以上、4倍以上に増えている。

イ 1945年から2018年の間に加盟国数が最も増加したのは、北・南アメリカである。

ウ アジアとアフリカはともに、1945年から1965年の間に加盟国数が最も増えている。

エ 1985年から2005年の間に加盟した国のうち、ヨーロッパが占める割合は50%を超えている。

◎育鵬社版では間違いやすい

他社には、上記資料Ⅱ同様の表・グラフが国際連合の単元にあります。

ところが、育鵬社版には同様の表・グラフはありません。同社の歴史教科書にも同様の表・グラフはなく、「アジアでは第二次世界大戦後、フィリピンやインドなどが次々と独立しました。」「アフリカでは、1960年に17か国が独立し、『アフリカの年』といわれています。」「ソ連も共産党独裁体制が崩壊してロシアやウクライナなどに分裂し」程度の記述をヒントに考えるしかありません。

もっとも、近年は、単純に知識を問うのではなく、資料を読み取らせる問題（資料を読み取れば必ずしも多くの知識を要しない問題）が増えてきており、この問題も同様です。

しかしながら、いかに資料を読み取る問題であっても、基礎的な知識はあった方が有利ですし、一度教科書で扱われていれば資料を読み間違える可能性も少なくなるはずです。

7 多数決の問題点

2019神奈川 5 (エ)

次の□中の「お」、「か」にあてはまるものの組み合わせとして最も適するものを、あとの1～4の中から一つ選び、その番号を答えなさい。

合意を形成する際には、効率と公正の視点が重要である。このうち、合意された結果が、無駄なく最大の利益をもたらすものであることを大切にするのは「お」の視点である。

また、合意を形成するために「多数決」を用いる場合がある。多数決には様々な方法があるが、一度の投票で、賛成の票を最も多く集めたものを全体の合意とする方法では、決まった結果に賛成の票を入れた人の数は、賛成の票を入れなかった人の数より「か」。

投票の方法を事前に確認することが必要である。

1. お: 効率 か: 必ず多くなる

- | | |
|---------|--------------|
| 2. お:効率 | か:多くなるとは限らない |
| 3. お:公正 | か:必ず多くなる |
| 4. お:公正 | か:多くなるとは限らない |

◎育鵬社版では間違いやすい

第2章第2の11(5)で指摘したとおり、育鵬社版は多数決の問題点の取扱が不十分です。

育鵬社版には、一回の投票で最大多数票を集めても過半数とは限らないことの指摘はありません。

他社はいずれも、このことを指摘しています。

本問については、その場で考えれば解けるかもしれませんが、しかし、生徒の読解力が十分でなければ、本問が一体どういう状況を問題としているのか、わからないかもしれません。

予め教科書の設例等で検討していれば、解答はより容易だったと思われます。

第4章 おわりに

教科書の選択は、子どもたちの未来の選択といっても過言ではありません。

大人が、自分たちの価値観を一方的に押し付けるために教育や教科書があるのではありません。子ども自身が学び育つ力を支えるためにこそ、それはあります。旭川学力テスト事件最高裁判所大法廷昭和五一年五月二一日判決は、「子どもの教育は、教育を施す者の支配的権能ではなく、何よりもまず、子どもの学習をする権利に対応し、その充足をはかりうる立場にある者の責務に属するものとしてとらえられているのである」としています。

私たち大人は、子どもたちの学習をする権利を十分に保障するための教科書選択を行うべきです。

育鵬社版公民教科書は、内容が不正確であったり、一方的な考え方に基づく記述が多く、子どもたちの学習権を十分に保障することができません。このような教科書を子どもたちの教科書として採択すべきではありません。

以 上

弁護士からみた
育鵬社の公民教科書の問題点 2024
～育鵬社の教科書もいいかな、と考えている方へ

2024年 6月

編 集 自由法曹団・子ども・教育問題委員会

発 行 自由法曹団

[Redacted text block]
